

2025 年度
点検・評価報告書

2026 年 5 月
東北福祉大学

目 次

序 章	1
第 1 章	理念・目的	5
第 2 章	内部質保証	9
第 3 章	教育研究組織	15
第 4 章	教育・学習	21
第 5 章	学生の受け入れ	36
第 6 章	教員・教員組織	47
第 7 章	学生支援	56
第 8 章	教育研究等環境	65
第 9 章	社会連携・社会貢献	72
第 10 章(1)	大学運営	76
第 10 章(2)	財 務	82
終 章	84

序 章

1 東北福祉大学の哲学と人材養成の方向性

学校法人梅檀学園「東北福祉大学」は、1875年設立の曹洞宗専門学支校を起源とする。1962年の社会福祉学部設置以来、時代のニーズに応じた改組を重ね、2025年度には「共生まちづくり学部」を新設した。現在は4学部8学科・2研究科及び通信制課程を擁する福祉系総合大学として、創立150周年の節目を迎えている。

本学は、建学の精神「行学一如」と教育理念「自利・利他円満」を哲学の柱とし、人類の幸福と社会発展に貢献できる人材養成を目的とする。これは、学問的理解(学)と実践的技能(行)を一体と捉え、他者への共感に基づき課題を解決できる「福祉マインド」を育む教育に他ならない。

さらに現在は、TFU Vision「福祉の新時代、はじまる。」を掲げている。諸学問の連携により、個々人と社会全体の幸福を追求する「ウェルビーイング(Well-being)」の実現を目指し、時代の変化に即応した大学改革を継続的に推進している。

2 内部質保証の実質化に向けて

2020年度の第1期中期事業計画(2020-2024)を経て、創立150周年となる2025年度からは、残された課題を反映した「第2期中期事業計画(2025-2029)」を策定・実施している。本自己点検・評価は、この第2期計画の初年度における検証を目的としたものである。

内部質保証において肝要なのは、形式化を防ぎ、実質的な改善へとつなげることにあたる。本学では「内部質保証の方針」を公表し、内部質保証委員会を中心としたPDCAサイクルを構築している。これにより、教育・研究、運営、施設など全領域において、各組織が3ポリシーや事業計画に基づき、自主的かつ自律的な改善・改革に取り組む体制を整えた。

なお、今回の自己点検・評価報告書は、教職協働による「内部質保証ワーキンググループ」を通じて作成された。幅広い教職員が情報を共有し、組織横断的に取り組んだ成果である。

3 第3期大学認証評価の指摘事項に対する対応

本学はこれまで、大学基準協会による認証評価を4回〔2006年(加盟判定審査)、2009年度、2016年度、2023年度〕受審し、継続して「適合」認定を受けてきた。このプロセスを通じて、本学の現状分析と課題改善を継続的に実施している。

直近の2023年度(第3期認証評価)においても「適合」と判定されたが、同時に是正勧告3件、改善課題4件、長所3件の提言を受けた。以下では、これらの指摘内容に対する現時点(2026年3月)での具体的な対応状況を整理し、報告する。

(1) 是正勧告(○指摘事項 ●対応状況)

○全研究科(通信制大学院を除く)において研究指導計画として研究指導のスケジュールを定めていないため、これを定めあらかじめ学生に明示するよう是正されたい。

- 総合福祉学研究科及び教育学研究科の両研究科において、研究指導のスケジュールを作成し、「2026年度大学院便覧」及び「2027年度入学 試験要項」に掲載予定である。(対応済み)
- 全研究科において特定課題の研究の審査基準を公表していないため、是正されたい。
- 2026年2月の研究科委員会にて、「大学院学則」と「学位規則」と「通信制大学院学則」の修正案が審議・承認され、3月の部長学科長会議での承認を経た後、「2026年度大学院便覧」、「2026年度通信制大学院ガイドブック」、「2027年度入学試験要項」、「2027年度通信制大学院募集要項」に掲載予定である。(対応済み)
- 「スポーツ実践活動」及び「文化・教育・研究・社会貢献支援実践活動」は、授業内容が部活動やサークル活動への参加となっているが、その活動自体は正課外に位置づけられる部活動等に対して、体系的な事前・事後学習等がなくそのまま単位を認定することは適切ではないため、科目のあり方を見直すよう、是正されたい。
- 2025年度から開始された新学位プログラムでは、スポーツ実践活動等は廃止とし、学則等からも削除した。(対応済み)

(2) 改善課題(○指摘事項 ●対応状況)

- 教育課程の編成・実施方針に、学士課程全体及び通信制大学院全体で教育課程の編成、教育学部教育学科、健康科学部保健看護学科及び同医療経営管理学科では教育課程の実施に関する基本的な考え方を具体的に示していないため、改善が求められる。
- 学部学科は修正し、HP等でも公開されている。各専攻については、2026年2月の研究科委員会にて、「3ポリシー修正案」が承認され、2026年3月の部長学科長会議での承認を経た後、『2027年度入学生用ポリシー』として、冊子やHPやUNIPAで公表予定である。(対応済み)
- 収容定員に対する在籍学生数比率について、総合福祉学研究科社会福祉学専攻修士課程(通信制大学院を除く)で0.30、同福祉心理学専攻修士課程(通信制大学院を除く)で0.38、教育学研究科教育学専攻修士課程で0.30と低いため、大学院の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。
- 大学院プロジェクトにおいて、時間割の配慮、関連法人・協定法人から派遣拡大への働きかけ、社会人の多様な学習ニーズに対する実学臨床研究セミナーなどの取り組みがなされた。また、科目等履修生、実践力育成プログラム履修者への懇親会企画・実施、ストレートマスターの確保のための2026年度より実施される「早期履修制度」のパイロット的な取り組みとして、4年生を対象とした「お試し受講」など新たな取り組みを実施するなど、定員充足率を引き上げる施策を実施している。2026年2月時点では、総合福祉学研究科社会福祉学専攻修士課程7名(0.70倍)、同福祉心理学専攻修士課程1名(0.1倍)、教育学研究科教育学専攻修士課程11名(1.1倍)の合格者を出している。このように改善の兆候は見受けられるが、一部専攻課程では定員充足には至っていない。(改善途中)
- 教育改善に関する固有のFDについて、学士課程では各学科で取り組むこととしているものの、総合福祉学部社会福祉学科、総合マネジメント学部産業福祉マネジメント学科、同学部情報福祉マネジメント学科、健康科学部リハビリテーション学科及び同学部

医療経営管理学科では実施していない。また、修士課程・博士課程全体又は各研究科では教育改善に関する固有のFDを実施していない。さらに、教育改善以外の研究活動の活性化や社会貢献活動等の推進を図ることを目的とした、教員の資質を向上させる取り組みを実施しているものの、参加率が低いため、改善が求められる。

- 教育改善に関する固有のFDについては2024年度以降において全学科での実施があった。また、大学院では総合福祉学研究科福祉心理学専攻では未実施であったが、総合福祉学研究科社会福祉学専攻では2025年9月に、教育学研究科では9月と11月にFD研修がそれぞれ実施された。とはいえ、FD研修の実施の継続と参加率の向上は、いずれの研究科においても重要であることは言うまでもない(改善途中)
- 「事業活動収入に対する翌年度繰越支出超過額の割合」が高い水準で推移しており、「要積立額に対する金融資産の充足率」は連年増加しているものの、依然として低い水準にある。今後は、シミュレーションで示した数値目標の達成に向けた具体的な施策を中期財務計画に反映し、財務基盤の確立に向けて取り組むことが求められる。
- 第Ⅰ期新キャンパス構想の全体像が明らかとなったことから、特定資産(積立金)取崩しを含む資金計画書を理事会に諮り承認を得た。今後は、「要積立額に対する金融資産の充足率」が従前にも増して厳しい水準で推移することが見込まれることから、さらなる資金管理の徹底を図り、金融資産の充足率の改善に努めている。(改善途中)

4 本学と自己点検・評価報告書

本報告書で詳述した諸課題は、単なる一時的な「問題の解消」として処理されるべきものではない。該当部門が策定した具体的な改善計画に対し、内部質保証委員会がPDCAサイクルに基づいた厳正な進捗管理と実効性の検証を継続的に実施している。現在、改善の途中にある項目も散見されるが、いずれも全教職員が当事者意識を持って真摯に向き合っており、個別の取り組みは確実に、そして着実な教育研究の質向上という成果へと結びつつある。

2025年度の本報告書は、こうした不断の自己省察に基づき、本学の教育研究活動及び組織運営の現状を客観的な視点で捉え直したものである。私たちが目指したのは、単なる実績の羅列ではない。成果を示すと同時に、浮き彫りとなった課題をありのままに記述し、改善の道筋を明文化することに主眼を置いた。

創立150周年という歴史的転換点において、私たちは指摘された課題及び明らかになった課題から目を逸らすことなく、内部質保証の実質化をさらに推し進めていかなければならない。本学が「福祉の新時代」を切り拓く先導者であり続けるために、全教職員が「行学一如」「自利・利他円満」の精神を体現し、一丸となって改革に邁進することを誓い、ここに本自己点検・評価報告書を提出する。

大学概況

- (1)大学設置年 1875(明治8)年
- (2)所在地 宮城県仙台市青葉区国見 1-8-1
- (3)理念・目的 東北福祉大学は、『行学一如(ぎょうがくいちによ)』を建学の精神に掲げ、その教育の理念は『自利・利他円満』の哲学を基調とし、人間力、社会力をもつ人材を世に送り出している。すなわち、本学が目指すところは、「人間は凡て生かされつつ、生かしつつ」を信条とし、「それぞれの人間の持てる力を出し合い、互いに支え合いながら生き甲斐を感じられるような社会」を実現することであり、建学以来受け継いできた「学問研究と実践実行は全く一体である」ことを認識し、この両者の両立・調和(『建学の精神』)を図りうる人材の育成にある。
- (4)学部・研究科等 総合福祉学部、共生まちづくり学部、教育学部、健康科学部、総合福祉学研究科、教育学研究科
- (5)収容定員 8,400人(学士課程)
120人(修士課程、博士前期課程)
9人(博士課程、博士後期課程)

1 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。

<評価の視点>

- ・大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。
- ・理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

(大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。)

学校法人梅檀学園は、1875(明治8)年に宮城県曹洞宗専門学支校として創立し、2025年に150周年を迎えた。本法人の教育及び人材育成の目的は、「学校法人梅檀学園寄附行為」第3条において、「この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、かつ仏教の教義及び曹洞宗立宗の精神を基調とし学校教育を行い有為な人材を育成することを目的とする。」と明示している。

本学は、仏教の思想を基盤として「行学一如」を建学の精神に掲げ、その教育の理念は「自利・利他円満」としている。「それぞれの人間の持てる力を出し合い、互いに支え合いながら生き甲斐を感じられるような社会」の実現を目指し、建学以来受け継いできた「学問研究と実践実行は全く一体である」ことを認識し、この両者の両立・調和(『建学の精神』)を図りうる人材を育成している。この理念は、大学、大学院の教育に共通に貫かれている。

大学及び大学院の目的については、学則、大学院学則及び通信教育部学則、通信制大学院学則の第1条に次のように定めている。

【大学】

東北福祉大学は学校教育法に基づき、建学の精神に則り広く学術理論と応用を教授・研究して、高潔な人格と豊かな教養を培い、福祉社会を担う有為な人材を養成することを目的とし、もって人類の幸福の追求と国際社会並びに地域社会の発展に貢献することを使命とする。

【大学院】

東北福祉大学大学院は、建学の精神に則り、社会福祉に関する精深な学術の理論と応用を研究教授し、その深奥を究めて、文化の発展と人類の福祉に寄与しうる人材を養成することを目的とする。

【通信教育部】

東北福祉大学通信教育部は、建学の精神に則り本学通学の課程に即して、主として通信の方法により広く学術理論と応用を教授・研究して、高潔な人格と豊かな教養を培い、福祉社会を担う有為な人材を養成することを目的とし、もって人類の幸福の追求と国際社会並びに地域社会の発展に貢献することを使命とする。

【通信制大学院】

東北福祉大学通信制大学院は、本学大学院の通学の課程に即して、主として通信の方法による正規の課程として開設し、より高度で専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、社会福祉学専攻においては、高度な専門知識を有する人材の養成と、研究者の養成を行うことを目的とする。福祉心理学専攻においては、研究者及び心理学の科学性と専門性をもとにした援助が行える人材の養成を目的とする。

また、各学部学科、大学院においても、本学の理念・目的に沿って「教育研究上の目的」を定めている。理論と実践の調和、対人理解と対人支援の知識、技術、社会的実践力をもつ人材育成を目的としている点など、大学の理念・目的と適合している。

（理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。）

大学・学部・研究科等の理念・目的は、大学ホームページ(以下「大学HP」)はじめ、各種印刷物等にも掲載し、教職員や学生並びにステークホルダーに広く周知を図っている。

在学生に対しては『学生便覧(STUDENT HANDBOOK)』、『大学院便覧』、通信教育部『学習の手引き』、『通信制大学院便覧』等を通じて周知するとともに、学部・大学院の新入生には、入学式やその後のオリエンテーションなどでも周知し、理解を促している。

学部生においては、全学必修の初年次教育である『リエゾンゼミⅠ』で、理念・目的を含めた本学の教育の特徴についてテキスト冊子を活用しながら講義しているほか、全学共通の必修科目である「禅のこころ」なども通して、本学の建学の精神や教育の理念に触れる機会を確保している。

学部入学を希望する受験生に対しては、大学HPや『大学案内』、『入試ガイド』、年数回開催されるオープンキャンパス、高校での出張講義等の機会に、本学の建学の精神、教育の理念、目的等を説明している。また、本学独自の高大連携教育プログラムである「リエゾン教育プログラム」を受講した高校生に対し、各学科の講義だけでなく、本学の建学の精神や、教育の理念、学科の3ポリシーなどについて、講義担当教員より説明を受ける機会を設けている。

評価項目②

大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

<評価の視点>

- ・中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。
- ・中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。

(中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。)

本学は、2025年度に「学校法人梅檀学園 2025-2029年度中期事業計画」を策定し、構成員である教職員に公表した。

同時に、学園創立150周年を迎え、次のフェーズに進むべく、「福祉の新時代、はじまる。」をキャッチコピーとしたTFU Visionを打ち出した。そのTFU Visionを具現化するために、「教育・研究」「社会貢献」「学生支援」「大学運営」の分野別 Visionを設定し、さらに行動目標レベルに落とし込んだものを中期事業計画とした。

本中期事業計画は2期目となり、策定に際しては、第1期中期事業計画の積み残しや第3期認証評価結果で改善課題・是正勧告として提言された事項、大学を取り巻く外的・内的環境要因から見出した現状の課題を勘案し、弱点克服・長所伸展の観点で計画に落とし込んだ。

(中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。)

中期事業計画は、3年目に「中間評価」、5年目に「最終評価」を行い、中期事業計画そのものに対する評価を単年度の事業計画と別途に行う。中間評価では、1年目から3年目までの達成状況を確認し、残り2年間の見通しを立て、中間評価で得られた結果を第3期中期事業計画策定の根拠として、計画の検討を開始する。最終評価では、5年間の中期事業計画の達成状況の評価し、総括として「中期事業計画報告書」をまとめる。各年度の事業計画は、前年度の結果や社会情勢の変化を加味し、計画の見直しを図りながら、実行している。

事業計画に対する評価そのものは、学内理事会が行う。自己点検・評価は、内部質保証委員会や部長学科長会議、経営戦略会議及び学内理事会での審議を経て、全学的視点から点検を行う体制になっている。

2 分析を踏まえた長所と問題点

本学は「行学一如」を建学の精神に掲げ、その教育の理念は「自利・利他円満」とし、建学以来受け継いできた「学問研究と実践実行は全く一体である」ことを認識し、この両者の両立・調和(「行学一如」の「行」と「学」)を図りうる人材を育成している。

4学部8学科2研究科及び通信教育課程で構成された各学部学科・研究科において、建学の精神、教育の理念をもとに、教育研究上の目的、入学者受け入れの方針〔アドミッショ

ン・ポリシー] (以下「AP」)、教育課程の編成及び実施の方針 [カリキュラム・ポリシー] (以下「CP」)、学位の授与に関する方針 [ディプロマ・ポリシー] (以下「DP」)を設定し、運営している。これらは、学則や各種印刷物に明示するとともに、初年次教育である「リエゾンゼミ I」等を通じ、学生に周知する機会を設けている。また、本学 HP においても、「大学の理念」のページを設け、入学前から本学に興味・関心をもっている高校生をはじめ、保証人、高校教員などのステークホルダーに対しても公開、発信している。

このように、本学ではさまざまな手法で本学の理念・目的の浸透に努めており、今後も教職員の理解と連携のもと、より実質化していくことが求められる。

また、中期事業計画は、大学内外の状況を分析し、建学の精神と教育の理念を具現化した、具体的かつ実現可能な計画としている。内部質保証委員会、経営戦略会議、部長学科長会議及び学内理事会での審議を経て、全学的視点から点検を行えるよう評価体制を整備しており、より実質化するため、計画を実行していく。

3 改善・発展方策と全体のまとめ

本学の理念及び目的は適切に設定されており、それをもとに学部・研究科の目的も設定されている。併せて、教職員及び在学生、高校生等のステークホルダーへの理念や目的の周知も進んでいる。

中期事業計画は、本学の理念・目的の達成に向けた具体的かつ実現可能な計画として設定している。今後は毎年度の事業計画を進捗させ、達成状況を適切に検証していく。

併せて、SD 研修の一環として中期事業計画の意義・内容等に関する動画を作成・配信し、学内での理解度の促進を図っていく。

1 現状分析

評価項目①

内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制(全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任)や手続きを明らかにしているか。
- ・教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。

※ 具体的な例

- ・3つの方針の策定の調整・支援。
- ・体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援。
- ・効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援。
- ・学習成果の可視化に向けた調整・支援。
- ・自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援。
- ・大学全体規模や学部、研究科その他の組織(教職課程を実施する全学的組織を含む)における自己点検・評価をそれぞれ定期的の実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。
- ・行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

(内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制(全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任)や手続きを明らかにしているか。)

内部質保証委員会は、自己点検・評価結果を踏まえた中期事業計画・事業計画・大学の方針・3ポリシー等の策定及び全学的施策に係る事項を担っている。

本学では、建学の精神に基づいて理念・目的を実現するため、教育・研究活動や学生の学修成果の水準、大学組織の運営、施設・設備の状況について継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、さらなる改善・向上に取り組むための大学全体の方針として「内部質保証の方針」を定め、大学HPに公表している。内部質保証の方針では、以下の7つの項目について定めている。

- (1) 内部質保証を掌る組織・責任体制
- (2) データ収集及び活用に係る基盤整備
- (3) 点検・評価の活用と改善・改革の実施(PDCA サイクル)
- (4) 点検・評価と事業計画及び各種方針等との連関
- (5) 点検・評価における学生並びに学外の意見聴取の活用
- (6) 点検・評価結果の分析及びその活用

(7) 教育情報等の学内外への情報公開

内部質保証の方針に基づき「東北福祉大学内部質保証規程」を定め、大学全体の内部質保証の推進に責任を負う組織として内部質保証委員会を設置し、自己点検・評価推進体制（PDCA サイクル）を構築している。学内ポータルサイトにて学内限定で公開している「内部質保証システム実施マニュアル」に基づき、教育研究組織及び事務組織等（以下「各部門」）は、自主的かつ自律的に点検・評価及び改善・改革を行い、その活動の活性化・実質化を図っている。

内部質保証委員会は、「東北福祉大学内部質保証委員会規程」に則り、自己点検・評価の基本方針及び点検・評価項目の策定や、各部門の評価結果における長所や改善点の指摘、外部評価に係る事項など、内部質保証に必要な事項の審議と決定を行っている。また、自己点検・評価結果を踏まえた事業計画の策定やその進捗管理にも関わり、大学における内部質保証の取り組みが事業計画にも適切に反映されるよう努めている。

内部質保証の統括と推進は、学長のリーダーシップのもと、副学長と総務局長が担っている。内部質保証委員会の構成メンバーは、学長、副学長、総務局長、学部長、研究科長、学科長、事務部長・センター長・館長、及び委員長が必要と認める者と定めている。

内部質保証委員会の活動をより実質的に進めるために設置している内部質保証小委員会は、内部質保証委員会規程第9条により構成メンバーが定められており、各学部の小委員会は学部長、学科長、及び内部質保証担当者、大学院各研究科における小委員会は、研究科長、専攻主任、及び内部質保証担当者、事務部門における小委員会は、各部署の事務部長、次長、課長、室長、及び内部質保証担当者とそれぞれ定められている。

内部質保証担当者とは、本学の将来を担う候補者として各部門の長が推薦した1名又は複数名の教職員で、各部門での改革の一端を担うよう自己点検・評価に取り組む。これまで各部門長が行ってきた内部質保証に関する業務を、内部質保証担当者と合同で行うことにより、部門長の負担軽減だけではなく、より広い視野からの目標設定や確度の高い評価が可能になっている。

内部質保証委員会事務局は、総務部企画課が行い、各部門が行う自己点検・評価の取りまとめをはじめとして、内部質保証全般に係わる事務を行っている。

前述のとおり、内部質保証に関する取り組みの指針は、「内部質保証の方針」及び「東北福祉大学内部質保証規程」に定めており、運用の実務は「内部質保証システム実施マニュアル」に基づいて行っている。

本学の内部質保証システムでは、「事業計画」と各部門が独自に目標を設定する「内部質保証 自己点検・評価シート」について、毎年自己点検・評価を行っている。

「事業計画」は、大学が掲げたビジョンを達成するための中期的(5年)かつ重点的事項について、事務部門が主体となり計画として設定している。法人マターであることから、改善指示・助言は学内理事会で行う。

事業計画は、本学独自の様式である「事業計画用点検・評価シート【様式1-1】」(以下【様式1-1】)を用い、①進捗状況確認のための中間報告、②次年度事業計画の修正を判断するための見込み評価、③最終評価、にて自己点検・評価を行う。最終評価の結果については、「評価結果報告書(学内理事会からの指導助言)【様式2-1】」(以下【様式2-1】)により、学内理事会から指摘事項や助言が各事務部門へフィードバックされる。

「内部質保証 自己点検・評価シート」は、各部門が1年ごとに目標を設定し、大学認証評価で指摘された課題の改善や長所の伸展などの事項について取り組むための本学独自の様式(自己点検・評価シート【様式 1-2】(以下【様式 1-2】))である。目標の設定以外にも、学科・専攻においては学生アンケートや学外意見聴取などの客観的データやエビデンスに基づく検証結果を記載することを必須としている。大学マターであることから、部長学科長会議の承認を得て、改善指示・助言は内部質保証委員会で行う。

【様式 1-2】は、①目標立案、②中間評価(学科・専攻のみ)、③最終評価、にて自己点検・評価を行う。最終評価では、効果を上げた事項とそれに対する発展方策や課題事項とその改善策について、根拠を示したうえで自己評価を求めている。また、最終評価までに、学生アンケートや学外意見聴取などの客観的データやエビデンスに基づく検証結果を記載することとしている。最終評価の結果については、「評価結果報告書(学内理事会からの指導助言)【様式 2-2】」(以下【様式 2-2】)により、内部質保証委員会から指摘事項や助言が各事務部門へフィードバックされる。

なお、各部門の自己点検・評価結果は、各学部(4小委員会)、各研究科(2小委員会)、事務部署(全部署合同で1小委員会)ごとに設置された7つの「内部質保証小委員会」で確認・審議の後、内部質保証委員会に諮られている。

(教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。)

中長期的な教育戦略構想の策定や組織的な教育の展開に関する事項は、高等教育推進センターが推進、支援を行っており、初年次教育、基盤教育、キャリア教育、学修支援プログラムなどの、効果的な教育方法の企画や開発に関することは、高等教育推進センターの教育開発部門で行っている。

教育課程の形成・構成、教育目標等とカリキュラムの整合性の検証、シラバスの適正性、教育等の改善及び学修支援に関する業務の円滑かつ適正な推進は、教務部委員会が担っている。

内部質保証委員会では、【様式 1-2】において、学生アンケートや学外意見聴取などの客観的データに基づく検証も行いながら、PDCA サイクルの実質化に努めている。今後は、教学マネジメントを実質化するため、高等教育推進センターや教務部委員会と連携し、教育に関する改善や支援を全学的に行っていく仕組みをさらに検討していく。

(大学全体規模や学部、研究科その他の組織(教職課程を実施する全学的組織を含む)における自己点検・評価をそれぞれ定期的に実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。)

前述のとおり、各部門の自己点検・評価結果は、7つの「内部質保証小委員会」で確認・審議の後、内部質保証委員会に諮られている。内部質保証委員会では、各部門より提出のあった【様式 1-2】をもとに長所や改善点の指摘を行い、各部門は、その内容を次年度の目標に設定し、実行する。この一連のプロセスを、PDCA サイクルの1クールとして実行している。

(学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。)

本学の内部質保証システムは、前述のとおり「内部質保証の方針」「内部質保証規程」「内部質保証委員会規程」に基づいて機能しており、PDCA サイクルの運用に関するプロセスの実務は、「内部質保証システム実施マニュアル」に基づき1年周期で行っている。このサイクルによる点検・評価の結果を4年ごとに取りまとめ、大学より委嘱された外部評価委員による評価を実施し、改善のための取り組みを行っている。

毎年度、学部・学科において、学外の有識者から教育に関する意見をいただき、本学の教育システムに活用する学外意見聴取を実施している。学外意見聴取者は2年間の任期で、1年目は学部・学科の3ポリシーに記載の教育研究上の目的実現に向け、学位授与の方針に掲げた内容を達成できるような教育プログラム(教育課程、授業など)を構築し実施しているか、学科の教育目標実現に必要な履修科目のほか、卒業までの修得要件や学生像、入学者受け入れの方針や入学者選抜方法なども含め、評価・意見を聴取し、2年目は学部・学科がPDCA サイクルを機能させ、教育改善が図れているかの評価を受ける。

これらの意見等を、学科・専攻においては【様式1-2】にて、学生アンケートや学外意見聴取などの客観的データやエビデンスに基づく検証を行うことを必須としている。

本学では、新キャンパスの設計を進めており、整備プロセスに学生の視点を取り入れている。本学の大学指定団体である障がい学生サポートチームは、障がいのある学生が有意義な大学生活を送ることを目的にサポート活動を行っている。その障がい学生サポートチームを含めたインクルーシブデザイン推進チームで、全国初のインクルーシブな新キャンパスづくりを進めている。

(行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。)

行政機関、認証評価機関等からの指摘事項(設置計画履行状況等調査、認証評価における指摘事項等)等に対しては、内部質保証委員会が中心となり、課題の改善に向けて指摘された各部門と情報共有するとともに、指摘を受けた各部門が【様式1-2】において課題の解決を目指した目標を設定し、改善を進めるよう促している。また、中期事業計画(第1期、第2期)には指摘事項を改善していく計画を含めており、業務の一環と位置づけ、意識的に改善活動ができるようにしている。

なお、2023年度認証評価において指摘を受けた課題事項については、2027年度に改善報告書を大学基準協会に提出する予定である。指摘事項に関する取り組みは、現在継続して取り組んでおり、引き続き改善状況を確認しながら更なる改善・向上に取り組んでいる。

評価項目②

大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

<評価の視点>

- ・教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
- ・教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表しているか。

(教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。)

毎年の自己点検・評価活動のまとめとして「自己点検・評価報告書」を作成し、大学 HP に公開している。

第4期認証評価に合わせて「自己点検・評価報告書」を刷新するにあたり、2025年度に自己点検・評価報告書ワーキンググループ(以下「WG」)を発足し、作成を行った。WGの構成員は内部質保証担当者の中から選出された教職員で、各学科・専攻から1名、各事務部署から1・2名選出し、より細部にわたっての現状確認と点検・評価による課題提起、内部質保証担当者間での連携を担っている。内部質保証担当者の教職協働によるWG体制で取り組むことによって、各部門内の教職員へ広く情報共有が行われ、全学的な内部質保証の実質化が期待できる。

(教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表しているか。)

学生の学習実態は、「学修活動アンケート」の中で調査をし、大学 HP にて公表している。学修活動アンケートは、在籍の学部生を対象に高等教育推進センターが毎年度実施しており、学習活動の時間割合のほか、学修における満足度とその要因等を求める設問から構成されている。

学習上の成果は、在学の学部生を対象に、学生自身による5段階のルーブリックを活用した主観的評価により行っており、結果は「学修成果(学士力)の検証」として大学 HP にて公表している。

評価項目③

内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

(内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。)

これまで内部質保証システムそのものの点検・評価について、体系的には実施できていないため、今後は、学外意見聴取において学部・学科のPDCAサイクルが機能しているかを評価いただき、各部門からも内部質保証事務局からシステムに関するヒアリングなどを実施し、その意見をもとに内部質保証委員会で検証・改善を図るよう取り組んでいく。

2 分析を踏まえた長所と問題点

本学では、建学の精神、教育の理念、教育研究上の目的、3つのポリシー、各種方針の実現に向け、内部質保証のポリシーを定め、PDCA サイクルによる自己点検・評価を行い、その結果を活かしながら、改善・改革を継続的に可能にする自律的なシステム(内部質保証システム)を整備・実施している。また、外部評価や自己点検・評価を実施し、その結果を報告書として公表し、ステークホルダーに対する説明責任を果たしている。

本学では、各部門に内部質保証担当者を設け、部門全体で目標を共有し、より適切な自己点検作業を促進している。また、検証の結果は、毎年「自己点検・評価報告書」としてまとめ、学内外へ公表し、教育の質の向上を目指し、大学の社会的責任を意識しながら取り組んでいる。また、以前より内部質保証に関するSD研修などを実施しており、全学的に内部質保証制度に対する理解の促進を図っている。したがって、課題であった「自己点検・評価」の部門間での共通認識・理解については着実に改善しつつあり、内部質保証の実質化をさらに進める取り組みが期待される。

一方で、教育・教学の改善・改革については、各組織のための仕組みが確立されていないため、引き続き改善を図っていく。

3 改善・発展方策と全体のまとめ

大学全体での内部質保証、自己点検・評価をより実質的に進め、学長の適切なリーダーシップのもと、長所伸展と課題改善に向けた大学づくりを目指している。その実現のため、引き続き、これらの課題事項や指摘事項を目標設定に連動させるとともに、事業計画として進めることで、PDCA サイクルの実質化に努めていく。

また、教学マネジメントの実質化については、第2期中期事業計画においても策定されていることから、計画に沿って、順に改善を進めていく。

1 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織(学部・研究科や附置研究所、センター等)を構成しているか。

(大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織(学部・研究科や附置研究所、センター等)を構成しているか。)

本学は、「行学一如」という建学の精神と「自利・利他円満」という教育の理念に基づき、学則第1条に目的と使命として「東北福祉大学は学校教育法に基づき、建学の精神に則り広く学術理論と応用を教授・研究して、高潔な人格と豊かな教養を培い、福祉社会を担う有為な人材を養成することを目的とし、もって人類の幸福の追求と国際社会並びに地域社会の発展に貢献することを使命とする」と掲げ、また、大学院学則第1条では「建学の精神に則り、社会福祉に関する精深な学術の理論と応用を研究教授し、その深奥を究めて、文化の発展と人類の福祉に寄与しうる人材を養成することを目的」としている。この理念・目的のもと、1962(昭和37)年の「社会福祉学部社会福祉学科」の設置認可を皮切りに、理論と実践との融合を図り社会へ貢献しうる人材養成と教育・研究のため、学部・研究科組織を構築してきた。以降、現在に至るまでの変遷の概要は、下表のとおりである(表3-1)。

表3-1 大学のあゆみ

1962(昭和37年)	東北福祉短期大学を廃止、東北福祉大学を開学し、社会福祉学部社会福祉学科設置
1965(昭和40年)	社会福祉学部産業福祉学科設置
1971(昭和46年)	社会福祉学部社会教育学科設置
1974(昭和49年)	社会福祉学部福祉心理学科設置
1976(昭和51年)	東北福祉大学大学院を開設し、社会福祉学研究科に社会福祉学専攻修士課程設置
2000(平成12年)	社会福祉学部を総合福祉学部へ改称 総合福祉学部情報福祉学科設置

2002(平成 14 年)	大学院社会福祉学研究科を総合福祉学研究科へ名称変更し、社会福祉学専攻博士課程、福祉心理学専攻修士課程を設置 通信制大学院を開設し、総合福祉学研究科に社会福祉学専攻修士課程、福祉心理学専攻修士課程設置 総合福祉学部通信教育部を設置し、社会福祉学科設置、社会教育学科設置、福祉心理学科設置
2006(平成 18 年)	子ども科学部子ども教育学科設置 健康科学部保健看護学科設置
2008(平成 20 年)	総合マネジメント学部を開設し、産業福祉マネジメント学科、情報福祉マネジメント学科設置 (産業福祉学科、情報福祉学科募集停止) 健康科学部にリハビリテーション学科、医療経営管理学科設置
2015(平成 27 年)	総合福祉学部に福祉行政学科設置 総合福祉学部社会教育学科と子ども科学部子ども教育学科を再編し、教育学部教育学科設置 大学院教育学研究科設置
2025(令和 7 年)	共生まちづくり学部共生まちづくり学科・応用福祉学連係教育課程設置 (総合マネジメント学部 産業福祉マネジメント学科、情報福祉マネジメント学科募集停止)

2025 年度は、近年の地球規模の環境変動や Society5.0 の到来、わが国においては急激な人口減少を伴った社会の超高齢化に起因する社会構造・産業構造の変化に柔軟に対応し、Well-being の実現に貢献できる人材をこれからも引き続き養成していくため、従来の学部・研究科組織を「教育研究組織の編成方針」に基づいて再編し、新たな教育課程を開設した。その概要は、以下のとおりである。

(1) 共生まちづくり学部共生まちづくり学科の開設

本学では、地域社会において、社会科学を総合化するアプローチが求められていることから、今年度、共生まちづくり学部共生まちづくり学科を開設した。

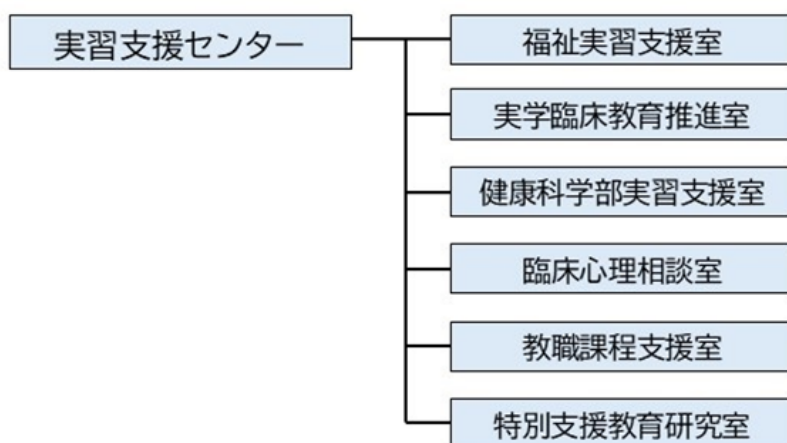
これまで掲げてきた「経済志向」の学びだけでは社会的要請に十分応えられていない。そのため、前身の総合マネジメント学部が行ってきた「『福祉の心』を持ったマネジメント人材の養成」という長年の実績を礎として、本学の教育研究機関としてさらなる発展を図るべく、「Well-being と共生まちづくり」を軸とした企業・地方公共団体の取り組みに貢献できるマネジメント人材の養成を目指している。

(2) 応用福祉学連係教育課程の設置

本学が擁する学部・学科のそれぞれの教育課程において、既存の理論の学修と実践から得られる多様な学びを、福祉の実現に向けて新たに体系化していくに当たって、学科ごと学修の仕組みを融合するとの考えに基づき、国の「学部等連係課程制度」の活用により、社会福祉学科を中心として隣接領域を担う複数の学科(共生まちづくり学科及び医療経営管理学科)からなる「応用福祉学連係教育課程」を開設し、2026 年度より 2025 年度入学生の移行並びに履修が開始する。

(3) 実習支援センターの設置

さまざまな分野での多職種連携教育の取り組みを通じて、本学学生が、地域共生社会やSDGsの実現に貢献できる地域人材となること、及び本学卒業生や関係団体・施設の職員が、医療、看護、福祉、教育等の分野において専門職としての生涯キャリア形成の構築を支援することを目的に、2024年度より「実習支援センター」を設置した。これまで点在していた実習支援部署を統合したことにより、実習運営上の課題や対応策について、横断的に協議・検討を行う体制が構築された。体制の概要は以下のとおりである。



なお、本学の教職課程は、建学の精神に基づき、多様化する現代社会にあってさまざまな保育・教育的課題に適応できる確実な知識・技能を持ち、保育・教育への強い使命感と愛情豊かな人間性を兼ね備えた保育者・教員等の養成を目標としている。教員養成の目標及びその達成のための計画、また教員養成に係る教育の質向上に向けた取り組み等は、当該センター委員会の議を経て定められ、内容は大学HP上で公開されている。現在、教職課程を置く学部・学科及び免許状の種類は、下表のとおりである。

学部・研究科	学 科	専 攻	免許状の種類				
			高一種 (福祉)				
総合福祉学部	社会福祉学科	/	高一種 (福祉)				
	福祉心理学科		養護教諭一種				
教育学部	教育学科	初等教育専攻	幼稚園一種	小一種	特別支援一種 (聴・知・肢・病)		
		中等教育専攻	中一種 (社会)	高一種 (地理歴史)	高一種 (公民)	中・高一種 (英語)	特別支援一種 (聴・知・肢・病)
教育学研究科	教育学専攻	/	小専修	中専修 (社会)	高専修 (地理歴史)	高専修 (公民)	特別支援専修 (知・肢・病)

実際に教員を目指す学生に対し、教育実習実施に伴う手続き全般、教育職員免許状申請手続き、教員採用に関わる情報収集及び提供、履修相談、進路相談等のさまざまな支援を行っているのは、実習支援センター内の「教職課程支援室」である。卒業者の教員免許状の取得状況、並びに教員への就職状況は、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に基づき大学 HP 上で公表している。

附置研究所、センター等の組織については、学部・学科等の教育組織とは別に、下記のとおり設置している。

(1) 芹沢銈介美術工芸館

重要無形文化財保持者(人間国宝)であった芹沢銈介自身の作品と収集品を展示しており、テーマを定期的に変更しながら学内外に開放している。学生や教職員は自由に観覧でき、優れた美術作品に身近に触れることで育つ豊かな感性が、やがて社会のさまざまな分野で役立つと期待される。

(2) せんだんホスピタル

地域の医療機関(精神科・内科)としての理念・目的の実現とともに、学生の臨床実習及び教員等の臨床研究に資するために置かれている。2020 年以降は、感染症に対するワクチン接種の拠点として、地域における感染症拡大防止に向けた取り組みを行っている。

(3) 感性福祉研究所

「Well-being」の視点に立ち、知性と感性の調和がとれた豊かな福祉社会を築くことを目的として、研究を行っている。

(4) 仏教文化研究所

仏教文化、仏教福祉及びこれに関連する事象を総合的に研究し、国内及び諸外国と交流し、社会福祉の進歩発展に寄与することを目的としている。

評価項目②

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

(教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。)

入学者動向、学修満足度・成長実感、就職状況などの学生を対象とした全学的調査や学部・学科での各種取り組みに関する自己点検・評価や外部意見聴取を定期的に行っている。それらの結果をもとに、学内理事会では大学経営の健全化という視点から、部長学科長会議では教学マネジメントの観点から、そして内部質保証委員会では教育の質保証の観点からそれぞれ検証を行っており、その結果は各学科・部署の自己点検・評価の結果に対するコメントとしてフィードバックしている。

(点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。)

近年の検証結果に基づく改革の例として、2024年度の学部・研究科組織の再編により、今年度から新たな教育課程を開設した。当該学部学科には多くの関心が集まり、初年度ながら定員を充足している。ただし、今後数年は、その動向を注視していく必要がある。

また、附置組織の感性福祉研究所は、発足以来続けられてきた大型予算によるプロジェクト型研究が終了したこと、また学内には多様な研究ニーズがあることを鑑み、2021年度から公募型研究事業や研究支援を行う組織として位置づけた。近年では公募型研究事業等の利用状況も安定し、研究活動に寄与していることが伺える。

今後の目標は、全国有数の福祉系の大学として、看護、医療、教育、行政、産業などさまざまな分野との連携を強化することにより、人々のWell-beingの実現に貢献することである。多様な専門知を融合させることで、複雑化する社会課題に対し、多角的なアプローチや、一人ひとりの可能性を広げる新たな価値の共創が可能になると考えている。

こうした目標の達成に向け、変化する時代のニーズに対応する新しい教育研究環境を構想し、新キャンパス整備計画を策定した。さまざまな分野の学生や教員が日常的に交流し、新たな発想を生む環境を構築するため、老朽化した既存の教育研究施設を8~10年間の期間の中で整備し、築年数が50年前後となる既存の図書館、3号館、福聚殿等については、建て替えを行うこととしている。

2 分析を踏まえた長所と問題点

本学の学部・研究科等の教育研究組織は、大学の建学の精神及び教育理念そして本学の目的・使命に照らしかつ、編成方針に則り適切に設置されてきた。また、学内理事会や内部質保証システムにより、定期的にその適切性を検証している。

たとえば、先述の「実習支援センター」では、点在していた実習支援部署を統合したことにより、各室の自己点検・評価結果をセンター内で共有できるようになった。これにより、実習に関わる課題を一括集約し、組織全体として改善策を検討する体制が整った。そ

の結果、実習巡回に伴う出張申請の煩雑さや情報共有における課題が明確化され、現在は
その解消に向けた実習支援システムの構築を具体的に進めている。

今後の課題としては、少子化による大学進学者の大幅な減少を背景として 2025 年 2 月
に答申があった「我が国の『知の総和』向上の未来像～高等教育システムの再構築」を踏ま
え、本学の特色ある教育をさらに伸ばす将来構想の検討を進める必要がある。

3 改善・発展方策と全体のまとめ

対人理解・支援に関する研究をもとにした教育・人材養成・社会貢献を継続しながら、学
内外の情報やデータ・エビデンスの活用、データ・エビデンスに基づく組織体制づくり(学
部・学科を超えた連携強化、教職協働)をさらに進め、大学組織全体の改善・向上を図るこ
とが不可欠である。また、新たに開設した共生まちづくり学部共生まちづくり学科や応用
福祉学連係教育課程については、今後の動向を的確に点検・評価したうえで、その改善・発
展方策を検討する必要がある。以上のことから、教育研究組織を始めとした諸組織の設置
状況は、新設した教育課程の動向を見極めていく必要があるが、本学の理念・目的に照ら
して適切であり、各部門の自己点検・評価の結果をもとに学内理事会や内部質保証委員会
での検証を通じ、改善・向上に向けた取り組みもおおむね行っているといえる。

1 現状分析

評価項目①

達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

<評価の視点>

- ・学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。
- ・上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

(学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。)

学生が修得すべき学習成果の明確化 - 本学の学位授与方針(以下 DP)は、全学部全学科(通信教育部を含む)、及び、全大学院全研究科(通信制を含む)ごとに定められ、大学 HP において公開されている。このページから確認可能な DP のうち、特に、通学制・通信制学部においては 2023~24 年度に全学的に見直され、従来のもの(旧カリキュラム)よりも、学生が修得できる「力」に主眼をおき、学位に値する知識、技能等を端的かつ明確に示した内容に刷新された。この見直しは学生自身が選択した学位プログラムにおいて、卒業時まで身に付けることができる力の把握を容易ならしめるものであろう。以上から、DP において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにし、公開している。

また、大学院における DP は従来から変更されていないが、「教育上の目的」が各研究科の説明の最初に付され、掲げられている教育目標が明示されている。このことによって、大学院においても、学生らは修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を把握できることから、これらを明らかにできていると判断できる。大学院では DP は明確化されているため、今後は学習成果や研究成果の体系的かつ明確化の継続的検討と教育課程との対応関係を可視化する必要がある。

学習成果達成のための教育課程及び教育・学習方法の明確化 - DP に基づく教育課程の編成・実施方針(以下 CP)を「カリキュラム一覧」及び「カリキュラム・マップ」に明確化し、大学 HP で公表している。さらに加えて、履修登録の際、学生らが履修科目のどの DP 及び CP に基づくものであるのかを確認できるように、シラバスに「ディプロマ・ポリシーとの関連」という欄を設け、当該科目の位置づけを明確化している。また、そのシラバスにおいて、その科目における学習成果及び学習方法(授業の方法、ルーブリック、予習と復習の仕方、及び、予習と復習に費やす目安の時間)を明示している。以上から、CP において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法について明確化され、学生らはそれらの内容を把握可能となっている。

(上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。)

ふさわしいか否かは、質的判断と量的判断の2つを総合することで検討できる。

質的判断 - すべてのDP、CP、及び、それらに属する科目群の設計はすべて各学位プログラムの基幹教員によって実施され、各学位プログラムが育成を目指す学生を輩出するにふさわしい設計が行われている。さらに、本学では学生個々人の通算GPAを算出し、1.5未満の者は、卒業認定試験を受ける手続きを設けており、学位水準を一定以上に保つ工夫を行っている。

量的判断 - 学部については、卒業要件として大学設置基準が求める124(学位プログラムによっては125、126)単位の修得を挙げている点からふさわしいといえる。また、研究科(大学院)においては、大学院学則第17条から第19条において課程修了時の修得単位数が定められ、学位規則第7条から第31条において学位論文の質的基準を定めている。

評価項目②

学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

<評価の視点>

・学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

※ 具体的な例

- ・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講。
- ・各授業科目の位置づけ(主要授業科目の類別等)と到達目標の明確化。
- ・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。
- ・学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。

(学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。)

CPに沿った授業科目の開設 - 本学においては、DPに基づくCPを学位プログラムごとに定めて大学HPで公開しているとともに、同じく公開されている「東北福祉大学の教育方針」内においては「教育研究上の目的」が明記されている。さらに、「東北福祉大学の教育方針」においては、全学位プログラムのベースとなりうる科目群として基盤教育科目、全学実践科目等が整備されていることが明記されている。なお、2026年度からの開設される応用福祉関係教育課程については、「東北福祉大学 medium-term plan report2020-2024」において、学科横断型の学位プログラムの設置意義が示されており2026年度より2025年度入学生が2年次となることで、履修が新たに開始される。そのための説明やオリエンテーションが12月までに開催された。

大学院においては、6つの課程で研究活動と実践活動の往還が志向されている。各課程のDPはHP公開され、修了に向けた学修方法、「開設授業科目一覧」及び「大学院便覧」を確認できる。通信制大学院においては、「科目別ガイドブック」が配布され、シラバスのほか学習の進め方がガイドされている。

通信教育部においては、学生の学習の進め方は「学習の手引き」に、学習時間は「レポート課題集」にスクーリングの事前学習時間と事後学習時間が明記され在宅における学習時間が指定されている。

教育課程の体系化 - 教育課程の体系化に当たっては、授業科目区分や授業形態等を履修科目表等で示すとともに、各授業科目とDPとの関連を「カリキュラム・マップ」により可視化し、科目間の関係性や順次性については「履修系統図」等で表現している。さらに目指す資格や進路に応じた「履修モデル」を提示するなど、学生が学修の過程を見通しながら履修選択を行えるよう情報を提供している。また、各授業科目の位置づけと到達目標については、シラバスにおいて授業の目的、到達目標、事前事後学習として求める内容、成績評価方法及び基準等を明示することにより、学習成果の達成に向けた科目の役割を明確化している。

さらに加えて、学生の学習時間を考慮した授業期間及び単位の設定については、学則において「1単位45時間の学修」を標準として授業時間外に必要な学修等も踏まえて単位数を算定することを定めるとともに、履修規程において通年・前期・後期等の開講区分を示し、年間履修登録単位数の上限(学則46単位)を設定するなど、単位制度の趣旨に沿った学習量の確保を図っている。

評価項目③

課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。
また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

<評価の視点>

- ・ 授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。
- ・ ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。
- ・ 授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

※ 具体的な例

- ・ 学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。
- ・ 単位の実質化(単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保)を図る措置。
- ・ シラバスの作成と活用(学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。)
- ・ 授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置。

(授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。)

CP に応じた授業形態、授業方法 - 本学では「東北福祉大学カリキュラム編成に関するガイドライン」を制定し、これに基づいて全学部・全研究科が DP に基づく科目配置を行い、授業形態、授業方法、授業内容は CP とシラバスで整合を図っている。具体的な例として、総合福祉学部福祉心理学科において DP の一つである「実証的分析力」に配置された 9 科目において講義形態は 5 科目、演習形態は 4 科目であり、適切な授業形態のバランスが保たれているがとられていると言え、授業方法や授業内容は授業形態に沿ったものがシラバスに明記されている。さらに、シラバスにおいては、到達目標、評価方法、フィードバックの方法、事前・事後学習の内容を明確に指示しており、学生らは公開されている「本学のシラバスについて」を参照しながらシラバスの各項目の読み取りが可能になっている。以上から、授業形態、授業方法は学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものになっていると判断できる。

効果の検証 - 2024 年度本学在席学生 5,289 名の単年度 GPA(得点範囲 0~4)を検討した結果、全学平均 GPA は 2.70 であった。また、約 45%の学生が「3」以上(到達目標を十分に達成～ほぼ完全に達成)、約 40%の学生が「2」(到達目標をおおむね達成)であった。これらの結果は、各学科において、DP に基づく科目配置のもと、授業形態・授業方法・授業内容の整合を図りながら教育課程を編成・実施してきたことが、学生の学修成果として一定程度表れていることを示すものである。したがって、本学の教育課程は、学生が段階的に知識・技能を修得し、それを活用する力を養うという意図に沿って、おおむね適切な効果を上げていると判断できる。

ただし、各科目の到達目標及びその GPA が DP に掲げられた「力」を反映しているか、授業形態、授業方法が適切かの検証には、最短でも、2025 年度の入学生が卒業する 2029 年度まで継続して検討する必要がある。

以上から、CP に応じた授業形態、授業方法に効果を上げるための適切な配慮・工夫がなされていると判断できるが、DP に掲げられた「力」の育成における検証は今後の挑戦的な課題となる。

(ICT を利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。)

方針に即した科目の遠隔授業 - 本学では「東北福祉大学メディア授業実施要項」を定め、効果的なメディア授業を行うための方針を示している。さらに、この実施要項に沿って、東北福祉大学履修規程第 12 条 2 項に定められた別表 3 の科目においてオンデマンド講義が実施されている。これらの科目は多くは 1 年生配当科目であり、オンデマンド型講義を導入することにより自分のペースで学習することを可能にし、大学生活への緩やかな適応を支援している。

効果の検証 - 2025 年度前期に開講された 1 年生向けオンデマンド科目 3 科目について授業評価アンケートの分析を行ったところ(評価範囲は 1~5)、「①授業の計画や進め方についてオリエンテーションで十分な説明がありましたか」は 4.16、「②学習の到達目標とその

評価方法について十分な説明がありましたか」は 3.29、「③授業のテーマや特徴、受講時の留意点等について十分な説明がありましたか」は 4.17、「④教員の話し方、教材や資料の提示(板書を含む)、ディスカッションや実験・実技指導などは適切でしたか」は 3.28、「⑤教員は、学生が学習に集中できる授業環境になるように配慮(課題提出期限等の適切な設定、感染予防対策など)していましたか」は 4.19、「⑥授業構成(ワークや振り返りや質問の時間など)について工夫がなされていましたか」は 3.30 と、いずれも対面授業科目と遜色ない評価を受けていた。また、自由記述においても、「自分のペースで学習できた」、「わからないところは何度も見返せて理解が深まった」、「動画での説明と別でパワーポイントがあったのでオンラインでも十分分かりやすかった」、「問いかけがあって考えが深まった」、「毎回の授業後に小テストを行うことで、知識の定着につながった」などのコメントがあり、本学で実施されたオンデマンド授業は、科目の特性に応じて適切に運用され、学生の学習の進めやすさ、理解の深化、知識の定着に一定の効果を上げていることが示唆された。他方で、その効果をより客観的に把握するためには、今後、学修成果との関連も含めた継続的な検証が必要である。

以上から、学生の学びの積み上げを意識したオンデマンド授業が展開され、授業評価により高い評価を得ていることから、本評価視点はおおむね適合していると判断できる。ただし、オンデマンド科目を含め、ICTを利用した科目群から期待された効果を得ているかの検証が必要である。

(授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。)

身体障害と精神障害への対応 - 身体障害と精神障害については「障がい学生の支援に関する方針」を定め、健康管理課(障がい学生支援担当)が窓口となって合理的配慮に関する申請手続きを行っている。また、障がい学生サポートチームが主体となってノートテイクや移動サポート等を行っている。さらに、ゼミ担任や科目担当教員に提出することによって、当該学生が学修しやすい環境や対応を整えている。

中退防止 - 教務課と学生支援課が連携して年に2回「中退防止のための対応」、「欠席学生対応フローチャート」をすべてのゼミ担当教員に配信するとともに、「中退防止対策会議」を UNIVERSAL PASSPORT によるメール審議で開催し、取り組み状況及び結果等を共有する等して対応を強化している。

学生の学習時間の確保 - 評価項目③の評価の視点1に記載のとおり、シラバスに示された事前・事後学習を実施する時間を確保するために、本学では2025年度から6時限目を廃止し、学生が自由に学びに充てる時間を確保した。

学生への履修指導 - 学生への履修指導として、リエゾンゼミ I での履修指導、教務課の教職員による履修相談、「履修登録チェック」による確認作業を行っている。また、各学科において履修モデルを示して4年間における体系的な履修をイメージしやすくしている。学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認は、各科目において「ループリック」を作成して学生に自身の到達度合いを確認させるとともに、教員側においては各コマにおいて実施される小テストやコメント提出、試験における成績分布や学生からの授業評

価アンケートによって確認できる仕組みがある。授業外学習に資するフィードバック等においては、ポータルサイトの「Q & A」機能や「課題提出」のフィードバック機能を用いている。

また、第3期認証評価において、4年次に上限を著しく超えて履修登録している学生に対する単位の実質化について指摘を受けた。この指摘事項の改善を目指して、2025年度も履修登録上限の設定や学修支援、GPAと総修得単位数に基づく早期警戒を実施している。この取り組みによって、2025年度の4年次の超過履修者は34名(前年度34名)となり、学生に対する単位実質化のために、新たな対策についての検討が必要であるといえる。

以上から、本評価視点はおおむね適合していると判断できるが、超過履修者への対応は単位の実質化の観点から重要であり、計画的な単位取得を促す施策が必要である。

評価項目④

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。
- ・成績評価及び単位認定に係る基準・手続き(学生からの不服申立への対応含む)を学生に明示しているか。
- ・既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。
- ・学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。
- ・学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

(成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。)

成績評価及び単位の認定に関する規則は、学則及び試験規程、学位規則等に定めている。これらの中で、受験資格として出席要件、学費の納入済み等を明示したうえで評価を行う枠組みが整備され、成績は100点満点中60点以上を合格とし、秀・優・良・可・不可の区分による判定基準を規程上明確化している。さらに、学則第38条においては成績評価の区分(秀・優・良・可・不可)と合否の扱いを規定している。これらは、学生らが確認できる『学生便覧』上にも記載されるとともに、シラバスには授業のテーマ・目的・到達目標(学修成果)を明記することが求められている。これらから、科目の学修到達度に基づく適切な基準と方法で客観かつ厳格に評価する前提が整備されており、成績評価及び単位認定は公正・公平に実施されている。

(成績評価及び単位認定に係る基準・手続き(学生からの不服申立への対応含む)を学生に明示しているか。)

単位認定に係わる基準と手続きは、『学生便覧』内「成績・評価」項目の「成績に関する質疑について」において成績評価の質疑がある場合は、UNIPAの「授業Q&A」機能を活用して問い合わせる旨が明記されている。

科目ごとの成績評価及び単位認定については、シラバスに評価方法・基準を記載すること、複数の評価項目を設定する場合には配分割合(合計 100%)とその根拠を受講生に明示すること等が示されており、また、履修ガイダンスや授業オリエンテーション等を通じて周知する運用がなされている。加えて、成績評価結果に疑義がある場合には、UNIPA の「授業 Q&A」機能を用いた担当教員への問い合わせや、所定の方法により教務課へ届け出ること、必要に応じて再評価や単位認定の修正が可能である旨が示されている。さらに、補習等による再評価の取扱い等も規程上定められており、手続きの明確化が図られていることから、学生に対する基準・手続きの明示はおおむね行われているといえる。

(既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。)

既修得単位の認定については、学則において入学(編入)前に大学・短期大学等で修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)を教育上有益と認める場合に認定できること、及び、認定上限(編入学等を除き 60 単位を超えないこと)を規定しているほか、単位互換協定に基づく他大学等での修得単位の認定についても規定している。さらに、実践的能力の評価に関しては、語学能力検定等(外部テスト)により一定水準に達した学生に対する単位認定(履修免除)等を履修規程で定めている。

また、実習支援センターが関与する単位認定制度においては、実習支援センター規程第 5 条により規定されている各室が関与し、科目担当教員のみ裁量で単位認定できない仕組みになっている。そのため、各資格課程に関わる科目担当者会議が定期的に協議されており、議事録で確認することができる。

一方で、実践活動系科目の単位認定のあり方について外部評価で課題が指摘された事例が示されており、当該科目の廃止予定等を含め、制度の適切化に向けた見直しが進められている。

以上より、既修得単位・実践的能力に係る単位認定は、規程に基づく枠組みの下で運用されている。ただし、第 3 期認証評価で指摘された事項を踏まえ、同種科目を設ける場合の単位認定の妥当性確保を継続的に検討することが望まれる。

(学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。)

学位授与における実施手続及び体制は、学則及び試験規程、学位規則等に定められており、各規則に沿って実施している。

学士課程については、学則において卒業認定の手続き(教授会の議を経て学長が卒業を認定)及び学位記・卒業証書の授与を規定し、学位規則においても学士の学位授与(教授会の審議を経て学長が授与)及び授与時期を明確にしている。

大学院については、学位規則において修士・博士の学位授与に関する要件、審査・報告・議決の流れ(研究科委員会及び大学院委員会を経たうえで学長が授与等)を規定しており、手続き・責任体制の枠組みは規程上で明確にしている。

また、運用においては、教授会運営や学位授与に係る通知等を教務部が担う旨が示されている。以上から、学位授与の実実施手続及び体制は明確であるといえる。

(学位授与方針に即して、適切に学位を授与しているか。)

本学は DP を公表しており、学位授与に当たっては、所定の授業科目・単位数の修得、成績評価及び必要に応じた卒業認定試験、大学院における修了要件と学位論文審査等の手続きを通じて、学位水準を制度的に担保する枠組みを整えている。また、学位授与は DP に則して実施している旨が示されており、必要単位の充足や GPA 基準、論文審査等の手続きを経て授与していると整理されている。

以上から、学位授与方針に基づく学位授与の枠組みは整備され、手続きに則した運用がなされている。

評価項目⑤

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

<評価の視点>

- ・学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。
- ・学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。
- ・指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

(学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。)

目的の明確化と明示 - 本学は「学修成果の評価の方針(アセスメント・ポリシー)」を策定し、機関レベル(大学)・教育課程レベル(学部学科)・科目(授業)レベルで学修成果を査定する枠組みを全学的に導入している。さらに、授業科目レベル及び教育課程レベルの学修成果評価については、細則として「授業科目及び教育課程における学修成果の評価の方針(アセスメント・ポリシー)」を定め、この方針において、学士力・学科の卒業認定・学位授与方針で示す資質・能力・就業力などを把握・評価すること、及び、学生自身が PDCA に取り組んで成長を自覚すること、授業担当者や学科が教育改善に取り組むこと、社会への説明責任を果たすことが目的に掲げられている。

三段階の評価指標 - ① 機関レベルにおいては、志望進路(就職率・免許や資格を活かした就業率や進学率)から学修成果を査定する。② 教育課程レベルにおいては、資格取得状況、卒業要件達成状況(単位取得状況・GPA)、学年ごとの単位取得率や成績分布を用いて、基礎→活用→応用→統合へと段階的に学士力が高まっているかを査定する。なお、博士・修士課程においては、修了要件達成状況や学位論文審査状況を指標とする。③ 科目レベルにおいては、シラバスで示した到達目標に対する成績評価や学生アンケートの結果から学修成果を査定する。

通信教育部の学習成果評価指標 - 通信教育部においては、卒業時に最低限身に付けるべき知識や考え方がどの程度身につけているかを尋ねる「学びの振り返りアンケート」を実施し、専門性の理解度を指標とした測定する主観調査を実施している。

研究科における学習成果評価指標 - 研究科においては、所定の授業科目における単位取得状況、学位論文の質的内容及びプレゼンテーションを通じて学習成果を把握している。

また、学位論文審査基準と各研究科の学位授与方針に示す知識・技能・態度等を連関させ、「研究課題の明確性」「方法論の適切性」「研究方法及び調査方法の妥当性」「結論の妥当性」「研究の独創性と研究分野への貢献」等の指標から評価している。さらに、通信制大学院においても、通学制と同様に学位授与方針と学位論文審査基準を連関させて評価している。教育課程・科目レベルの詳細な評価指標 - 「授業科目及び教育課程における学修成果の評価の方針(アセスメント・ポリシー)」において目的、達成すべき質的水準(指標)、評価方法を明確に示している。さらに、細則においては、授業科目の達成水準として評定「可」(GP1)以上を質的水準として示すとともに、GPAについて学年ごとの面談基準(GPA1.2)及び卒業認定に関する質的水準(GPA1.5)を示している。

卒業論文・卒業研究においては指標として定量的基準が設定され、学士力や学科の卒業認定・学位授与方針で求める資質・能力については五段階のルーブリックを用いてレベル2以上を目標としている。

評価の実施においては、授業科目の知識・能力についての指標である GP のほか、学生振り返りアンケートによる授業満足度、予習・復習時間等の測定、教育課程では単位修得状況や GPA の分布、卒業論文の評価、語学試験や資格取得、就職・進学率、学修ポートフォリオのルーブリック評価など多面的な指標を用いる方針である。

学生ポートフォリオとルーブリックによる学修成果の把握と公開 - IR サイト「学修成果の把握」では、学士力・学科の卒業認定・学位授与方針で求める資質・能力・就業力などの達成状況の指標を独自のリエゾン・ポートフォリオで把握し、ルーブリックを活用して学生自身と学科の両面から評価することを公表している。具体的に、このページでは人間力や社会人基礎力に関する評価も含め、学修成果が向上していることを示しつつ、継続的な教育改善に活用している。

学則・試験規程等による評価基準の明確化(方法) - 成績評価区分(秀・優・良・可・不可)や卒業時通算 GPA1.50 未満の卒業認定試験は学則に明記され、試験規程では試験の方法(筆記・レポート・Web・口述・実技・作品等)と合格基準(60 点以上)を規定し、各科目の試験方法は担当教員がシラバスに定めることとしている。なお、是正勧告 3 への対応(基盤教育科目)として、基盤教育科目に配置していた「スポーツ実践活動」「文化・教育・研究・社会貢献支援実践活動」は新カリキュラムにおいて廃止し、正課外活動の単位認定のあり方を見直した。

認証評価等による外部からの評価 - 認証評価結果「4 教育課程・学習成果」において、アセスメント・ポリシーに基づく三段階(機関・教育課程・科目)の学習成果査定、ポートフォリオ型ルーブリックによる主観評価、結果の公表等が示され、学位授与方針に明示した学習成果をおおむね適切に把握・評価しているとされている。一方で、ルーブリックなどへの回答率に学科・学年差があることから、全体の回答率向上を含む運用改善を継続している。具体的には、リエゾンゼミの担当教員から学生へ回答を促す、ユニバーサルパスポートのログイン後すぐにアンケート回答ページを表示する工夫を施すなどを行った結果、2025 年度の回収率は、新入生アンケートが 93%(2024 年度 55% +38%p)、学生振り返りアンケートが 45%(2024 年度 27% +18%p)と例年になく向上した。ただし、未だ回収率が 50%に満たないため、継続な取り組みが必要である。

(学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。)

3 ポリシーに基づく評価システム - 学修成果の評価は、入学者受入れ方針、教育課程編成・実施方針、卒業認定・学位授与方針(3 ポリシー)に基づいて設計され、大学・学部学科・授業の各レベルで3 ポリシーとの関連性を点検することが示されている。教育課程レベルでは各学年で求める「基礎→活用・実行→応用・定着→統合的学習・創造的思考」の獲得状況を検証し、学位授与方針に定めた資質・能力の達成度を確認することになっている。

ルーブリックと GPA による達成度査定 - 評価方針の細則は、卒業認定・学位授与方針に照らして達成すべき水準が明示されている。成績評価は GP1 以上を最低水準とし、ルーブリックではレベル 2 以上を「最低限達成」と定めている。学科が卒業認定・学位授与方針で定める資質・能力や就業力についてもルーブリック評価の平均値や学生の自己評価を指標とし、ポリシー達成度を可視化している。

DP とシラバスの接続 - シラバスに「DP との関連」を必須項目として位置づけ、DP やカリキュラム・マップとリンクさせることで、科目の到達目標・評価が DP 上の資質・能力に接続する仕組みを整えている。

ルーブリック、GPA と学位授与方針に定めた資質・能力の相関性の検証 - これまで、DP に定めた資質・能力はルーブリックを用いた学生による間接評価の結果から査定するにとどまり、直接評価による査定が行われていないことが課題であった。しかし、2025 年度から学位プログラムに移行するにあたり、DP に定めた資質・能力と各科目が直接結びつけられることとなり、これにより、各科目の目標達成度(成績)が各資質・能力の成長度をより直接反映するようになった。このことを踏まえ、各資質・能力について測定可能な調査項目を設定し、その調査結果と当該資質・能力に関わる科目の成績(GPA 又は GP の総計)との相関を可視化・検証することで、より直接評価に近い査定が可能となり、学位プログラムの実質化につながることを期待される。

(指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。)

データ・情報の報告と活用- 授業科目においては、授業評価アンケートを毎学期実施している。この評価結果は次年度の「教員個人の自己点検」に反映されることになっている。また、年度末には「学生振り返りアンケート」を実施している。これらの調査から、成績分布や到達度・学習意欲・予習復習時間などのデータを収集し、高等教育推進センターが分析を実施し、公表しており、部科長会で活用を図っている。

教育課程レベルにおいては、GPA や単位修得状況、卒業論文の達成度、資格・免許の取得、語学試験や就職・進学状況を総合的に測定するとともに、Web ポートフォリオのルーブリック評価の平均値や学年推移を把握し、次年度の目標に反映させている。

さらに、機関レベルでは入試センターやキャリアセンターが就職率・進学率等を分析し、部長学科長会議で報告し、活用を図っている。

教育改善への活用 - 高等教育推進センターと担当者は GPA 運用要項や授業評価等実施要項に基づき、成績分布や授業評価の結果を確認して授業改善を図っている。

部長学科長会議や学科会議では「学修成果の把握・評価等実施要項」に基づき教育課程の検証結果を共有し、全学や学科として改善・向上を図っている。また、IR サイトでは年度別の学修成果の検証結果を公表し、学生は UNIVERSAL PASSPORT の「学修成果の把握(学士力)」等で自身の達成度を確認でき、学修計画を検討できるよう図っている。

さらに、細則では、成績評価分布・授業評価アンケート結果の一般公開/学内公開、並びに、全学的な学修成果及び学科の学修成果の一般公開を定め、情報公開を通じた説明責任の確保も評価活用の一部として位置づけている。

改善事例 - 各種アンケートや授業評価、ポートフォリオから得られた指標は、次年度の授業計画に反映することで、PDCA サイクルによる継続的な教育改善を図っている[授業評価要項]。具体的には、授業評価アンケートから授業目標の明示や授業資料の工夫など学生の理解度向上策が実施・分析され、担当委員会が改善案を検討している事例がある。

評価項目⑥

教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。
- ・課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。
- ・外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。
- ・自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

(教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。)

教育方法に関する内部質保証の方針と組織体制 - 本学は教育の質を継続的に保証・向上させるため、「内部質保証の方針」を定め、それに基づいた「東北福祉大学内部質保証規程」を制定し、内部質保証委員会を設置した。内部質保証委員会の下に各学部・研究科・事務部門の内部質保証小委員会を置き、各部門の自己点検・評価の結果を共有し、事例紹介や改善助言を相互に行う体制を構築している。

学士課程や大学院など教育研究組織は3ポリシーや事業計画に沿って自主的に点検・評価・改善を行うことが求められ、委員会がその活動を統括する。大学院の研究科委員会規程でも審議事項に「大学院における自己点検評価に関する事項」が明記され、学位授与や教育課程に関する審議とともに自己点検評価を重要事項として扱っている。

PDCA サイクルと様式による管理 - 教育課程に関わる内容については、内部質保証委員会

から各部門に対し、「自己点検・評価シート(様式 1-2)」で目標の設定と改善サイクルの計画を求めている。

各部門は立案した年度目標に対し、中間評価・年度末の最終評価を行い、内部質保証小委員会で審議する。その結果を内部質保証委員会に報告し、委員会が長所や改善点を記載した「様式 2-2」を各部門にフィードバックする。そのフィードバックをもとに、また各部門が改善策を立てるというプロセスが整備されている。

定期的な外部評価と認証評価 - 自己点検・評価の結果を 4 年ごとにまとめ、大学が委嘱する外部評価委員が評価を実施し、改善に反映している。また、テーマ別の外部評価を原則 4 年ごとに受けるとともに、さらに、7 年ごとには大学基準協会による機関別認証評価を受審し、是正勧告や改善課題に対する対応を検討する。これら内部質保証に関する外部評価結果や自己点検・評価結果は監事や理事会にも報告し、多様な視点から意見を得て改善に活用している。

教育課程点検の責任体制 - 教務部委員会は教育課程の形成・編成、教育目標等とカリキュラムの整合性の検証、シラバスの適正性、教育等の改善及び学修支援を所掌し、大学院では研究科委員会が自己点検評価に関する事項を審議事項としている。

シラバス第三者チェックと授業評価の循環 - 2024 年度から引き続いて、シラバス作成要領に基づく作成と第三者チェック、授業評価アンケート等を通じた整合性の検証、シラバスチェックチームによる確認など、授業内容・方法の改善につながる運用を整備している。

(課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。)

学修成果・学習状況や進路等のデータ活用 - 各部門の自己点検・評価は、学生アンケートや学修成果の評価、資格試験の取得状況、就職・進学状況など数値資料に基づいた評価が求められている。具体的には、学科・研究科においては、授業評価アンケートや学外意見聴取の結果を自己点検・評価に活用することになっており、進路状況・資格取得状況などの情報を活用して教育課程や教育方法の改善を図っている。

学修成果の把握とリンクした改善 - 評価項目⑤で述べた学修成果のルーブリック評価やポートフォリオ・データ、GPA・単位取得状況、卒業論文の評価、授業内外(ボランティア、課外活動、留学、インターンシップ等)も含めて学修活動を捉え、学修時間、満足度、学修意欲等などの情報は自己点検・評価の重要な資料となっている。学修成果に関する指摘や課題は、内部質保証委員会を通じて部門の目標設定に反映され、教育課程の改善・新科目設置やシラバスの見直しが図られている。

(外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。)

外部評価委員会の活用 - 定期的に外部評価委員会による評価を実施している。外部評価委員会は PDCA サイクルの運用状況や教育改善の成果を評価し、改善すべき事項を明確にして内部質保証委員会に報告する。2024 年度は高大連携プログラムなどについて評価を行った。また、外部評価報告書は大学 HP に公表されていることから、社会への説明責任も

果たしているといえる。

学生アンケート・学外意見聴取の反映 - 自己点検・評価は毎年の学生アンケートや学外からの意見聴取に基づき実施することが求められており、学科・研究科ではこれらの結果を必ず自己点検に用いられている。授業評価アンケートや学習活動アンケートから授業方法や学修時間、学習意欲に関する学生の声を分析し、改善策(たとえば到達目標の明確化、教材の工夫など)の立案を図っている。

認証評価(大学基準協会)からの提言 - 認証評価結果「4 教育課程・学習成果」では、教育課程編成・実施方針(CP)の具体化を改善課題とし、研究指導計画(スケジュール)未策定、特定課題の研究の審査基準未公表、基盤教育科目(スポーツ実践活動等)の単位認定のあり方を是正勧告として指摘を受けている。これらの提言を自己点検・評価の根拠として位置づけ、内部質保証のPDCAにより対応状況を管理している。

(自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。)

改善計画への反映 - 内部質保証委員会は、各部門の自己点検・評価結果と委員会からの指摘事項を踏まえて次年度の目標や事業計画を策定するよう指導しており、課題改善・長所伸長の履歴が様式で管理されている。また、行政機関や認証評価機関からの指摘事項も中期事業計画や年度事業計画に組み込み、計画的な改善を促進している。研究科委員会規程においては、自己点検評価を組織決定・承認を経て実施しており、教育課程改善の重要な手段にしている。

改善課題への対応(CPの具体化) - 認証評価で指摘された教育課程の編成・実施方針の具体化について、指摘を受けた教育学科・保健看護学科・医療経営管理学科を含め、学士課程全体のカリキュラム・ポリシーを「教育方針」で公表した。学位プログラムの科目群、履修系統図(年次進行)、履修モデル等を明示。また、通信制大学院においても各専攻の3つのポリシー(DP/CP/AP)を公表し、教育課程の編成・実施に関する基本的考え方を明示している。

また、認証評価を受けた是正勧告に対しては、以下のとおりに対応することで、教育課程の改善を図っている。

是正勧告1への対応(研究指導計画) - 大学院(通信制大学院を除く)の研究指導計画(スケジュール)の明示について、2025年12月末日現在、研究指導のスケジュールを策定済みであり、2025年度中に研究科委員会の承認を経て、2026年4月から学生に明示予定である。

是正勧告2への対応(特定課題の研究の審査基準) - 大学院の特定課題の研究の審査基準の公表について、2025年12月末日現在、審査基準を策定済みであり、2025年度中に研究科委員会の承認を経て、2026年4月から公表予定である。

是正勧告3への対応(基盤教育科目) - 基盤教育科目として配置していた「スポーツ実践活動」「文化・教育・研究・社会貢献支援実践活動」については、上述のとおり、是正勧告を受け、新しいカリキュラムでは廃止し、正課外活動の単位認定のあり方を見直した。

多職種連携教育の改善事例 - 事業計画「キャリア教育の充実」に基づき、「多職種連携教育の拡大」を全学としての課題とし、内部質保証委員会から健康科学部保健看護学科に対し「リハビリテーション学科や福祉心理学科との合同授業」実施の指示を行っている。これを踏まえ、保健看護学科において「多職種連携援助論」として3学科合同で授業を実施し、専門職連携教育(IPE)の観点から各職種の概要や対象者支援の概要等について、教員のファシリテートのもと学科横断的なディスカッションを行っており、受講した学生からも高い評価を得ている。

教育改善の事例 - プログラム別の自己点検報告において、具体的には、数理・データサイエンス・AI教育プログラムの履修状況や課題への回答状況、LMSを活用した確認テストの平均点、アンケート結果から授業内容の改善点を抽出し、担当委員会が評価・改善に活用していることが報告されている。また、同プログラムにおいては、協力団体(自治体・民間企業等)へのインタビューも行い、外部の視点を踏まえてプログラム改善を検討している。

2 分析を踏まえた長所と問題点

以上を踏まえた長所は以下のとおりである。

- 1). 授与する学位プログラムごとに学位授与方針(DP)及び教育課程の編成・実施方針(CP)を定め、カリキュラム一覧・履修系統図・カリキュラム・マップ等により DP/CP と授業科目・学びの過程との関係を可視化して公表している点
- 2). シラバス作成要領に基づき到達目標・評価方法・DP との関連等を明示するとともに、第三者確認(シラバスチェックチーム等)及び授業評価アンケートの結果を踏まえた改善の循環を整備している点
- 3). 学則・試験規程・履修規程・学位規則等により成績評価・単位認定・学位授与の基準と手続きを制度として整備し、通算 GPA 等の客観指標を用いて学位水準の確保を図っている点
- 4). アセスメント・ポリシーに基づき GPA・ルーブリック・学生調査等の複数指標により学修成果を把握・評価し、IR サイト等で検証結果の公表・共有を行っている点
- 5). 内部質保証委員会及び部門別小委員会を中心とする点検・評価体制の下、外部評価・認証評価等の外部視点も取り入れながら改善に接続している点
- 6). 障がい学生支援や中退防止等を含む学修継続支援の枠組みを整備している点

対して、問題点は以下のとおりである。

- 1). 2025 年度入学生用より改正した3ポリシーや新たな取り組みが DP で示す学修成果の達成にどの程度結び付いているかについて、学年進行に応じた中間評価・最終評価を含む検証設計(指標、収集方法、分析・共有・改善の手順)の一層の明確化が求められること
- 2). 学修ポートフォリオや各種調査の回収率・実施体制のばらつき等を踏まえ、学位課程横断でのデータの整合的な把握と可視化を強化する必要があること

- 3). 認証評価で指摘された論点(単位認定の妥当性確保、研究指導計画の明示、特定課題の研究の審査基準の公表等)について、対応状況と根拠資料の所在を整理し、学内外に説明可能な形で提示していくこと
- 4). 遠隔授業・オンデマンド科目を含む授業方法について、到達目標・評価方法の周知、教材提示や授業構成、授業時間外学修へのフィードバック等の観点から、授業評価結果に基づく改善を継続すること

3 改善・発展方策と全体のまとめ

上述した問題点を踏まえ、改善・発展方策は以下のとおりである。

第一に、2025年度入学生から適用される新カリキュラムにおける学修成果の検証について、DP要素別の達成状況を学年段階ごとに把握できるように、学修ポートフォリオ(ルーブリック等)とGPA・修得単位・資格・進路・授業評価・学生調査等を組み合わせた多面的な評価計画を整備し、内部質保証サイクル(目標設定→中間評価→最終評価)と連動させてデータ収集・分析・改善に接続する。

第二に、履修登録単位数の上限や要指導基準(取得単位数・通算GPA)による早期警戒と個別指導をリエゾンゼミ等の学修指導体制と連動させ、特に4年次の超過履修や学修遅延の発生要因を分析したうえで、計画的履修の支援・改善策を強化する。

第三に、認証評価等で示された是正勧告・改善課題(研究指導計画の明示、特定課題の研究の審査基準の公表、単位認定の妥当性確保等)について、対応状況・承認手続・公表時期を整理し、対応後も運用の定着状況を点検する。

第四に、遠隔授業・オンデマンド授業を含む授業方法について、到達目標と評価方法の説明、教材提示、授業構成・フィードバック等の観点から授業評価結果に基づく改善を継続し、好事例共有やFD等を通じて授業の質保証を一層推進する。

以上の様な取り組みを通じて、教学マネジメントの実効性を高め、学位授与方針に基づく学修成果の達成と社会への説明責任の更なる向上を図ることが肝要と考える。

最後に、本章のまとめとして、自己点検・評価の結果、教育・学習に関する評価項目①～⑥、及び、各評価の視点はいずれも制度整備と運用の面ではおおむね適合しているといえる。しかし、学修成果の可視化と改善への接続、外部評価で示された課題への確実な対応・定着が今後の重点課題であると考えられる。

1 現状分析

評価項目①

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと(学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程)に設定しているか。
- ・学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。
- ・学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。
- ・入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。
- ・すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

(学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと(学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程)に設定しているか。)

学生の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー：AP)は、本学の建学の精神及び教育理念に基づき策定された全学的な教育方針を基盤とし、学位課程ごとの教育目的、学位の授与に関する方針(ディプロマ・ポリシー：DP)、教育課程の編成及び実施の方針(カリキュラム・ポリシー：CP)を踏まえ、学位課程ごとにそれぞれ設定している。

(学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。)

<学部>

学部入学希望者に対しては、入学試験ごとに出願資格を設定している。求める学生像等においては、各学科のAPとして、1.求める学生像、2.入学前に培うことを求める力、3.評価の方法、の構成で統一し明示している。APに関しては、本学HP[教育方針]及び入試ガイドにより、総合型選抜・学校推薦型選抜、一般選抜の区分ごとに、出願資格、選抜方法とともに受験生に公表している。

<大学院>

大学院における学生の受け入れ方針は、各研究科の方針を踏まえて、学位課程ごとに示している。

また、当該方針は「求める学生像」「入学前に培うことを求める力」「評価の方法」の3項目に分けて記載している。内容は入学前の学修歴、学力水準、能力等に加えて、具体的な評価方法を明記しており、入学希望者に分かりやすく示しているといえる。

本学HP「教育方針」のほか『2026年度大学院入学試験要項』にも掲載し、学内外の入学希望者や説明会、福祉施設や自治体、同系統の大学等に配付し、公表している。

<通信教育>

通信教育部(学部・大学院)における学生の受け入れ方針は、本学 HP「教育方針」及び通信教育部 HP「入学をご希望の方へ」の募集要項より、出願資格、選抜方法とともに、入学希望者へ公表しているほか、入学説明会においても説明している。学部における受け入れ方針は、1.知識・技能、2.思考力・判断力・表現力、3.主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度についての満たすべき要件のほか、目指す卒業後の進路・将来像を明示するとともに、それぞれの要素を評価する入学選抜方法を示している。大学院においては、「求める学生像」、「入学前に培うことを求める力」について具体的に明示し、「評価の方法」では具体的な入学試験実施方法を記載している。また福祉心理学専攻においては、入学前に学習することを期待される内容も明示している。

(学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。)

<学部>

学生募集体制については、学位課程ごとの AP に基づいた学生を募集するため、入学センターを中心に、教職員の協働による下記 1~9 の学生募集を行っており、適切な体制・仕組みを構築している。

- 1 オープンキャンパス(学位ごとの企画や過去問解説・小論文対策等の入試関連企画)
- 2 リエゾン教育プログラム(リエゾン入試をはじめとする本学受験希望者に向けた入学前教育)
- 3 高等学校へ出張講義等(模擬講義/分野別説明会/入試説明会/高大連携事業)
- 4 来校型学習(大学見学や総合的な探究の時間における模擬講義、研究室訪問)
- 5 新聞社等主催の進学相談会
- 6 高校教員対象説明会(東北 6 県)
- 7 高校訪問(春・秋)
- 8 インターネットによる広報活動(大学 HP、LINE 等の SNS)
- 9 印刷物による広報活動(大学案内、入試ガイド、入学試験要項等)

2020 年度からの試みとして、本学学部学科のカリキュラムに触れる機会を希望する高校 1 年生から 3 年生の生徒がオンデマンド授業などに参加できる「高大連携プログラム」を実施しており、2021 年度からは同プログラムを「リエゾン教育プログラム」に名称変更し、多様な学びの機会を高校生に提供している。リエゾン教育プログラムは、受講した高校生が、高校と大学相互のつながりや関心のある学部学科の 3 ポリシーの理解を深め、本学への進学意欲の向上や、入学後の学修に対する目的意識や将来に対する意識の向上につなげる取り組みであり、2025 年度の実講者数及び修了者数は以下のとおりである。

【2025 年度リエゾン教育プログラム受講者数、修了者数】

	高校 1 年	高校 2 年	高校 3 年	総数(実数)	昨年度総数(実数)
受講者数	3	73	1,130	1,206(1,072)	1,021(929)
修了者数	1	59	898	958(904)	822(795)

高校 3 年生のリエゾン教育プログラム受講修了者には、学校推薦型選抜 [リエゾン] の出願資格を与え、本学への進学が第一希望の者で、評定を満たし学校長から推薦された場合、学校推薦型選抜 [リエゾン] に出願を可能とした。その結果、学校推薦型選抜 [リエゾン] の定員数 246 名に対し、志願者数は 397 名であり、前年度志願者 342 名より 55 名増加していることから、リエゾン教育プログラムの認知度が向上している。また、学校推薦型選抜 [リエゾン] の翌日以降に実施される公募制入試や一般選抜の受験者にもリエゾン教育プログラム受講修了者が多く含まれているため、リエゾン教育プログラムにより、学部・学科の学びを事前に理解したうえで進学を決定した学生が入学しており、入学後においても学修意欲の高い学生が確保されていることから、本プログラムは高大接続の円滑化及び質の向上に資する有効な取り組みであると評価できる。

入学者選抜体制については、総合型選抜(探究型、スポーツ文化型)、学校推薦型選抜(専門課程、同窓生等、協定校、リエゾン、公募制)、一般選抜(大学入学共通テスト利用 [前期・後期]、A 日程 [統一・分割(スカラシップ(成績上位者))]、B 日程 [統一(面接型、3 科目型)])、その他の入試(帰国生徒、社会人、外国人留学生)とした入試区分を設定し、多様な選抜方法で受験の機会を設けている。

総合型選抜・学校推薦型選抜・一般選抜、その他の入試のいずれにおいても、各入試実施後に入学者選抜委員会を開催し、「学力の 3 要素」(①知識・技能②思考力・判断力・表現力等③主体性を持ち多様な人々と協働しつつ学習する態度)を多面的・総合的に評価し、可否を判定している。入学者選抜委員会の判定結果については教授会で審議したうえで学長が受け入れを決定するなど、多段階の入学者選抜体制のもとで公平、公正な入学者選抜を実施している。

<大学院>

大学院の入学試験要項では、募集人数、出願資格、出願書類、出願期間や出願手続、選抜方法(試験領域や試験日時を含む)等の募集概要を明記している。

募集概要は一般・社会人向け説明会のほか、本学学部生の説明会においても説明している。また、本学 HP に掲載するほか、社会福祉法人、各自治体の教育委員会や各研究科の関連領域を開設する他大学に対して入学試験要項を配付し、周知に努めている。

つぎに入学者選抜について、博士課程は一般選抜、社会人選抜を行い、修士課程では一般選抜、特別選抜推薦(学内)、社会人選抜を実施している。

入学試験は、各学位課程における学生の受け入れ方針の「求める学生像」及び「入学前に培うことを求める力」を評価するため、博士課程は出願書類、口述試問、筆記試験、修士課程では出願書類、口述試問のほか、一般選抜は筆記試験、社会人選抜及び特別選抜推薦

(学内)は小論文による試験を行っている。口述試問、筆記試験、小論文の試験はいずれも試験日を設け、透明性・客観性を確保して実施している。

また、選抜は学内規程である「大学院委員会規程」に則り、学長を委員長とし、副学長、研究科長、専攻主任等を委員とした大学院委員会で行われており、公正性を担保しているといえる。

<通信教育>

通信教育部、通信制大学院ともに、通信教育部独自の大学 HP、入学案内、募集要項などのほか、入学説明会において募集概要を周知している。募集概要では入学年次別、学生種別(科目等履修生など)ごとに出願から入学者選抜方法及び事務手続きの手順・方法も募集要項で明確にしている。通信教育部における入学者選抜は、募集要項の AP に記載のとおり書類選考とし、また生涯学習、高等教育の社会人への開放の理念に基づき、4 月入学及び 10 月入学の年間 2 回の入学時期を設け、出願者のほぼ全員を受け入れ入学している。

(入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。)

<学部><大学院>

本学では、病気や障がい等を理由に、入学試験における配慮が必要になる場合や、受験前の事前相談など、志願者本人及び保護者・保証人と、入学試験の実施から在学中の学修・学生生活・卒業後の進路指導に至るまで、相互の理解のもとで教育の成果があげられるように努めている。

「障がいのある学生の受け入れ方針」を 2017 年 4 月 1 日施行で定め、本学 HP に公開し合理的な配慮を実施しており、入学希望者から提出された受験(修学)配慮希望票での内容、また事前の入学希望者と学部・学科・研究科、通信教育課程並びに関係部署との話し合いに基づき、可能な限り障がいのある学生を受け入れている。

また、「障がいのある学生の受け入れ方針」においては、内部質保証委員会を中心に、健康管理課、特別支援教育研究室の関係部署において見直しを行い、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律(2016 年 4 月 1 日施行)に基づき、「障がい学生の支援に関する方針」を 2021 年 4 月 1 日より施行している。これにより、入学者だけでなく、入学後の修学に関する支援等の対応をしていくものとする。

<通信教育>

病気や障がいなどがあり、受験上また修学上において合理的な配慮を希望する場合、通信教育部は「障がい(疾病)に伴う配慮等申請書」、通信制大学院は「受験(修学)配慮希望申請書」で申告し、希望に応じ個別相談を行っている。以上の手続き方法や所定の申請書は、通信教育部 HP「入学をご希望の方へ」の募集要項に掲載している。特に通信教育部の受験希望者を対象としては、出願前に配慮等申請書を提出してもらい、書面による対応内容の回答を行うことによって、入学後の不安の解消並びに学修環境等に対する齟齬が生じないような体制を整備している。

(すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。)

各学部・学科、研究科、通信教育部へ入学を希望する学生への情報提供は視点 3 でも記載した学生募集方法で随時実施しているほか、本学 HP に 2025 年 7 月より新たに受験生特設

サイトを設け、「オープンキャンパス」「保護者の方へ」「高校教員の方へ」「アクセス」「資料請求」「(入試関連)ニュース」「TFU Picks」「学部・学科」「資格・就職」「入試情報」「2026年度入学試験出願情報」「大学案内・入試ガイド(デジタルパンフ)」など、志願者が必要とする情報にアクセスしやすいようサイトを整備した。また、SNS 公式アカウントとも連携することで、多くの志願者及び保護者、高校教員へ情報提供する体制を整えている。

また、入試ガイドでは各学科の AP を一覧表で分かりやすく明示し、大学案内では CP を「学科(専攻)の 3 つのポイント」、DP を「学位の授与に関する方針(～力)」として、学科(専攻)ごとに見開きページで読めるようにし、資格取得状況及び卒業後の進路についても学部ごとに見開きページで読めるようにするなど、すべての志願者に対して分かりやすい学生募集及び入学者選抜に関する情報提供に努めている。そのほか、各学部学科、大学院、通信教育部で以下のように積極的かつ分かりやすい情報提供が行われている。

<学部>

1 総合福祉学部 社会福祉学科

入学定員の安定確保を目標に、オープンキャンパス(以下、「OC」という。)やリエゾン教育プログラム、高校訪問、Web・SNS を活用した広報活動を継続的に実施した結果、広報活動の強化により志願者層の拡大が認められ、OC 参加者数は 1 回当たり平均 161 名と目標(各回 150 名)を上回った。リエゾン教育プログラム修了者は 185 名となり、前年(140 名)から増加した。高校訪問は 10 月末時点で 40 校で実施し、OC を通じて高校教員との連携強化も図った。Web 記事は 4 月から 10 月までに 58 件掲載し、SNS 閲覧数も月 1 万回を超えるなど、継続的かつ効果的な広報活動が実施できている。

2 総合福祉学部 福祉心理学科

リエゾン教育プログラムの充実と学科情報の積極的発信を通じた入学者確保に取り組んだ結果、受講者 187 名(昨年度 144 名)、修了者 151 名(昨年度 118 名)と大幅に増加し、一定の成果が認められた。加えて、学科ニュース 17 件の発信や出張講義 24 件の実施により、高校生及び関係者への周知を強化した。また、大学院進学促進を目的として、学内外向け説明会や学部生交流会を開催し、10 月末時点で大学院入学予定者は計 9 名となっている。

3 総合福祉学部 福祉行政学科

志願者数の増加を目標に、OC・リエゾン教育プログラムの充実及び情報発信の強化を行った。総合型選抜の志願者数は 63 名で前年比 17%増となり、一定の成果が確認された。OC 参加者は 621 名、リエゾン教育プログラム参加者は 124 名(昨年度 108 名)、修了者 93 名であった。高校訪問は 2 回実施し、学科ニュースは 21 本掲載するなど、広報活動を積極的に展開した。

4 共生まちづくり学部 共生まちづくり学科

多様な募集方法の活用を目標に、OC や模擬講義を中心とした特色ある広報活動を展開した。OC ではポスター展示と教員相談を組み合わせた独自企画を実施し、来学型・オンライン型を含む複数回の模擬講義を行った。リエゾン教育プログラムについては、高度化を図

りつつ継続的に取り組んでいる。また、教員による SNS 及び Web サイトでの情報発信が高い効果を示し、特に Instagram を通じた発信が志願者への訴求に寄与した。

5 教育学部 教育学科

OC 及びリエゾン教育プログラム、高校ガイダンスを通じた志願者確保を重点目標として取り組んだ。OC 参加者数は昨年度の 668 名から 729 名へと増加し、「卒業生の話聞く回」など分野別企画が好評を得た。リエゾン教育プログラムは登録者 199 名、修了者 160 名と目標を達成した。高校ガイダンスは 36 校で実施し、高校との接点強化を通じた入学者確保に努めた。

6 健康科学部 保健看護学科

計画的な広報活動を通じた志願者確保を目標に、OC・リエゾン教育プログラム・入試広報の運用改善を進めた。7 月の OC では合同企画を実施し、リエゾン及び入試対応についてはマニュアル化を進めた。ニュース発信は 19 件と増加し、宣誓式の実施によりテレビ取材を受けるなど、学科の特色を広く発信する機会となった。また、同窓会企画を実施し、Web サイトへの掲載を通じて学科の魅力発信を強化した。

7 健康科学部 リハビリテーション学科

OC の充実と高校訪問を通じた志願者確保を目標に取り組んだ。3 学科合同 OC を 7 月 26 日に実施し、高校生 50 名が参加したほか、年間 6 回の OC で延べ 724 名が参加し、前年を上回る結果となった。高校訪問は 18 回実施し、Web サイト掲載は 27 件と増加した。SNS についてはリスク等を考慮し今年度は導入を見送ったが、学科 HP の改善を継続して進めている。

8 健康科学部 医療経営管理学科

3 学科合同 OC 企画の試行を通じた認知度向上と志願者確保を目標に取り組んだ。入学センター及び他学科と連携し、7 月 26 日に合同 OC を実施した。専門職(診療情報管理士等)の紹介や体験ブースを設け、高校生 55 名が参加し、アンケート結果から高い満足度が確認された。

<大学院>

大学院の HP について、情報の取得しやすさを追求し、通信制を含めた 6 つの学位課程が一目で分かるように整備した。HP に掲示する各学位課程の内容についても専攻概要、3 つのポリシー、学修方法、修士論文、修了生の声、学費他、入学説明会、募集要項に分けることで、知りたい情報を取得しやすいようにした。

しかし、冊子体の入学試験要項については、学位課程が複数あることも要因となり、配列が複雑で文字数が多く、分かりやすいとは言い難い。そのため、必要な情報を精査して、志願者の視点を重視した理解しやすい配列や文字量による入学試験要項を早急に検討して、提供していく必要がある。

<通信教育>

通信教育部、通信制大学院ともに、通信教育部独自の大学 HP、入学案内、募集要項などで情報提供を行い学生募集のほか、各地の入学説明会においても広く広報活動を行っている。また、2024 年度より実施している通信制高校対象とした高校訪問は 2025 年度では訪問校数が倍増した。通学部を対象としたオープンキャンパスでは、通信教育部専用のブースを設け相談会を行うなどの取り組みも継続している。今年度からは、通信制高校に在籍する高校生だけではなく生徒の保護者や高校教員も対象とした説明会を実施するなど、通信制大学のシステムや学習方法などの理解、疑問点解消の一助になっており、実施後アンケートからは高評価の結果を得ている。さらにスクーリングや科目修了試験の会場となる仙台駅東口キャンパスでの「キャンパス探訪」も実施し、通信制大学で学ぶ仕組みを知る機会を数多く設けている。これらの活動は、近年増加している高等学校卒業後すぐの入学、いわゆるストレート入学者や若年層の通信制大学への進学者増の流れに対応する広報・募集活動の一環でもあり、幅広い年齢層に対する学びの機会を提供している。

通信教育部独自の HP においては、ヘッダーに「入学をご希望の方へ」「在学生の方へ」「卒業生の方へ」「通信制大学院」などのアイコンを置き、初めてアクセスした方にも一目で分かるよう工夫している。

また、本学 HP にアクセスした場合でも、常時表示のメニュー内において、「通信教育で学ぶ方/学びたい方」を置くことで、通信教育部独自の HP へ誘導している。

評価項目②

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。

<評価の視点>

- ・ 学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。

(学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。)

<学部>

学部の入学者数については、入学センターが中心となり、年度ごとの志願状況や併願状況、入学辞退率等のデータを分析し「入学者選抜委員会」において合格者数を決定することで、収容定員の適正な管理を徹底している。

また、定員未充足への対策については、入学センターと当該学科との連携による具体的な改善策を講じている。たとえば、社会福祉学科において定員未充足が生じた際には、高大連携協定校との大学見学や出張講義等の強化や、入試制度の見直しとして、協定校入試を加えるなど入試区分を新たに設置した。

この結果、2025 年度入試において社会福祉学科の入学定員は充足した。

<大学院>

大学院は、定員未充足の状態が続いている。

収容定員数の見直しについては、「大学院委員会規程」に則し大学院委員会において適切性が審議されているが、いまだ結論には至っていない。

また、収容定員数の検討と同時に、定員充足を目指した対策についても議論されており、次のような対応策を講じてきた。

- ・入学説明会の内容のブラッシュアップ。
- ・科目等履修生、実践力育成プログラム履修者の懇親会実施。
- ・本学学部生の早期履修制度を2026年度から導入することを決め、それを核とする広報活動。
- ・開講科目の分野の拡大と研究方法に関わる教授内容の充実。
- ・社会人入学者の増加を目指した通学制と通信制の一体的運営を試行。

上記のような取り組みを要因として、毎年度定員を充足している福祉心理学専攻臨床分野を除き、専攻で差があるものの社会福祉学専攻、教育学専攻の修士課程では、2026年度の出願者数が若干ではあるが増加傾向にある(社会福祉学専攻修士課程定員10名：2025年度出願者2名、2026年度出願者4名[2025.12/23現在]。教育学専攻修士課程定員10名：2025年度出願者3名、2026年度出願者9名[2025.12/23現在]。2026年度の出願者数は2026年3月に確定する)。

今後も内部質保証システムを活用して関係部門における課題改善を進めるとともに、いまだ定員の充足には至っていないため、収容定員数の見直しを含めた学生の受け入れ方針を検討し、本学の方針に即した中長期的な方策が必要であるといえる。

<通信教育>

通信教育部においては、通信教育部委員会及び教授会にて入学者選抜を行い、在籍学生数の適正維持に努めている。ただし、2025年5月1日の在籍学生数は、収容定員3,200人に対し1,920人(収容定員充足率60.0%)であり、定員未充足であった。定員未充足の改善策を通信教育部委員会にて報告し、委員より意見・提案を頂戴し改善に着手している。

また、学生募集のための広報、PR活動として、県内外の通信制高校への表敬訪問、近隣の通信制高校での進学説明会(生徒、保護者、教員を対象)、スクーリング等の会場である本学仙台駅東口キャンパスでの「キャンパス探訪」などの新たな試みを実践している。

通信制大学院においては、大学院委員会にて入学者選抜を行い、また研究科委員会より意見を聴取しつつ在籍学生数の適正維持に努めている。2025年5月1日の在籍学生数は、収容定員40人に対し38人(収容定員充足率95.0%)であり、おおむね適正である。なお、キャンパス来訪者へのPRとして通信制大学院のリーフレットを新たに作成し活用している。

評価項目③

学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

(学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。)

<学部>

学生の受け入れ状況について、入学センター及び各学部・学科が連携し、年度ごとに多角的な点検・評価を実施している。

具体的な分析として、高等教育推進センターが実施する各種ガイダンスの参加者数と、OC参加者数、及び各種入試の出願者数との相関分析を行っている。この分析により学外での進学ガイダンスへの参加が、その後のOC来場やリエゾン教育プログラムの受講、そして出願に強く結び付いているという動向を把握している。これらの分析結果は「入学者選抜委員会」において報告・共有し、募集活動等の妥当性について、点検・評価を行っている。

また、募集活動の体制として、入学センターと各学科担当者による「入学センター所員会議」を定期的に開催している。同会議では、OCやリエゾン教育プログラムの参加者数推移のみならず、プログラム内容についても議論を重ねている。このように、学生受け入れにおける課題について、教職協働により取り組んでいる。

<大学院>

学生の受け入れに関わる事項は、本学の内部質保証システムを活用して毎年度現状や課題を把握し、大学院委員会及び研究科委員会において共有され、学務内容や学生の受け入れの大きな方向性や対策が審議されている。大学院プロジェクトや専攻会議では、より具体的な対応策が提案されている。

以上のとおり、学生の受け入れについて組織的に点検・評価が行われていることから、その取り組みや課題が適切に把握されているといえる。

<通信教育>

年度ごとに点検・評価を行うことで現状把握を行い、顕在化した課題について通信教育部委員会又は研究科委員会に改善策を提案し協議している。

(点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。)

<学部>

学生の受け入れに関しては、入学センター及び各学部・学科が連携し、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を改善・向上につなげる体制を構築している。

具体的には、高等教育推進センターが、実施する出張講義や校内ガイダンス等の参加者数、OC参加者数、リエゾン教育プログラム受講者数、各種入試の出願者数等を用いた相関分析の結果をもとに、募集活動の有効性や課題を検証している。これらの分析結果は入学者選抜委員会において報告・共有され、学生募集の方針や手法の妥当性について組織的な点検・評価が行われている。

点検・評価を踏まえた改善の具体例として、学外での進学ガイダンス参加がOC来場や出願に結び付いているという分析結果を受け、オープンキャンパスの内容充実に取り組んでいる。プログラム構成の見直しや学科説明、模擬講義・体験型企画の拡充を行い、受験生が本学の教育内容や学修環境をより具体的に理解できる機会を提供している。また、学科説明や企画を担当する教員だけでなく、当日参加可能な全教員が参加し、高校生の質問等に対応している。

また、入学センター所員会議を定期的で開催し、OCやリエゾン教育プログラムの参加状況や評価結果、改善方針について協議している。会議で共有された内容は、各学科の所員を通じて学科会議等で全教員に周知され、教員一人ひとりが学生募集の現状や課題を共有した上で、教育内容や広報活動の改善に主体的に関与できる体制を整えている。

このように、分析結果に基づく点検・評価を実施し、その成果をオープンキャンパスの充実や教職協働による情報共有・改善活動へと確実につなげることで、学生の受け入れに関わる事項の継続的な改善・向上を図っている。

<大学院>

本学の内部質保証の点検・評価により抽出された課題について、大学院委員会及び研究科委員会において改善の方向性等が示され、大学院プロジェクトや専攻会議においてより具体的な検討がなされている。

大学院では定員の充足が大きな課題となっており、組織的な検討がなされ対応策が講じられた結果、評価項目②で述べたとおり、来年度の募集に若干ではあるがその効果が見受けられる。

しかし、定員数の充足には至っていないため、引き続き対応策を模索し、改善していくことが必要であると思われる。

<通信教育>

年度ごとに実施した点検・評価を通信教育部委員会又は研究科委員会にて共有し、質向上に向けた幅広い意見聴取を基に、両委員会にて学則変更やニーズの高いカリキュラム改正へつなげている。

2 分析を踏まえた長所と問題点

本学の学生受け入れに関する取り組みは、学位課程別に明確化された AP と DP・CP との整合性、多様な入試区分の設定と多段階審査による公正な選抜体制、リエゾン教育等を通じた入学前教育の充実、障がいのある志願者への合理的配慮体制の整備、受験生サイトやデジタルパンフレット等による情報提供改善など、多面的な強化が進められており、入学者数や出願状況等のデータ分析に基づく点検・評価と制度改善も組織的に実施されていることが長所であると考えられる。一方で、大学院及び通信教育部における定員未充足が慢性的な課題となっており、広報強化や定員設定の見直しが途上段階にある。大学院入試要項(冊子体)の分かりにくさや、点検結果の可視化・改善スピードにも改善の余地が残る。総じて方針と実践は高く評価できるが、特に大学院・通信教育部を中心とした中長期的戦略の再構築が求められる。

3 改善・発展方策と全体のまとめ

学生の受け入れに関しては、全学的な方針整備と多様な選抜制度により一定の成果を上げている。一方で、大学院及び通信教育部における定員未充足が課題として明確になっている。今後は、点検・評価結果を踏まえ、学生の受け入れ方針の再構築、定員設定の見直し、社会的ニーズを意識した広報・募集施策を一体的に推進し、質の高い学生確保と定員充足の両立を図っていく。

1 現状分析

評価項目①

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

<評価の視点>

- ・大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。

※具体的な例

- ・教員が担う責任の明確性。
- ・法令で必要とされる数の充足。
- ・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。
- ・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。
- ・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。
- ・クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。
- ・教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。
- ・授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

(大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。)

本学では、建学の精神や教育理念、教育上の目的の実現に向けて策定された学内規程の「本学の求める教員像及び教員組織の編成方針」において、「本学の求める教員像」や「教員組織の編制方針」を定め、本学が目指す研究上の成果や学修成果の達成につながる教育が実現するよう教員組織を編制している。

「本学の求める教員像」では、教員の使命と役割について明確に決められており、その内容を要約すると次のとおりとなる。

建学の精神「行学一如」と、教育の理念「自利・利他円満」を踏まえ、

- (1) 3つのポリシーを理解し、本学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有し、かつ教育に熱意をもっている。
- (2) 専門分野の研究者として絶えず研鑽を積み、継続的な成果を生み出す。
- (3) 大学に求められている役割を認識し、他の教職員と協力して大学運営を円滑かつ効率的に推進する。

(4) 自らを省察し、常に向上を目指してFD研修のほか、あらゆる機会に自らの資質・能力の研鑽に努める。また、「教員組織の編成方針」では、学部・研究科等の「教員の配置」や「教員人事」について定められている。各学部・研究科等は、それらに留意し、「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」に基づいた教育組織を編成している。その内容を要約すると、下記のとおりとなる。

【教員配置】

教員の配置について、下記の方針に基づき、学科として各科目における教員の配置表の作成等により検証し、カリキュラムツリーやカリキュラム・マップを構成して、その領域ごとの教員数に過不足がないか等を確認している。その他、学部横断的な専門分野について担当する教員が不足している場合は、学部長が調整する等、総合的な視点も重要とし、教員の負担が過剰とならないよう配慮している。

- (1) 大学の目的・理念に基づき、大学設置基準及び大学院設置基準に則った基幹教員の配置。
- (2) 教育特性に見合った対学生数比となるように配慮するとともに適切な年齢・職位バランスを考慮し、教育課程にふさわしい教員の配置。
- (3) 教員組織の国際性に留意するとともに、特定の範囲の年齢、性別に著しく偏ることのないよう多様性に配慮。

【教員人事】

- (1) 教員の募集・採用・昇格に関しては、全学の任用規程の適切な運用を行い、十分な透明性と公平性を確保。
- (2) 科目担当者並びに大学院指導資格上の適合性については、3ポリシーの「教育課程編成・実施の方針」に基づき、かつ、教育・研究上の実績を踏まえ、厳正に審査し、ふさわしい教員を採用。なお、2025年度の基幹教員数は次のとおり。

令和7年度 基幹教員数

学部	学科	教授	准教授	講師	計	必要基幹教員数	
							(うち教授数)
総合福祉学部	社会福祉学科	13	21	0	34	18	9
	福祉心理学科	6	6	0	12	10	5
	福祉行政学科	8	3	0	11	10	5
共生まちづくり学部	共生まちづくり学科	9	4	1	14	14	7
教育学部	教育学科	24	19	0	43	13	7
健康科学部	保健看護学科	11	6	0	17	13	7
	リハビリテーション学科	6	7	0	13	8	4
	医療経営管理学科	5	4	1	10	8	4
応用福祉学連係教育課程		26	31	1	58	14	7
計		108	101	3	212		

2025年10月1日現在

(クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。)

本学ではこれまで、クロスアポイントメント制度を活用した他大学や企業等の人材を教員として任命しておらず、今後導入を検討する場合は当該教員を雇用した際の業務範囲の明確化や業務状況の適切な把握について検討していく。

非常勤講師については、大学又は企業等の人材を「東北福祉大学非常勤講師規程」に則り、教員の業務範囲を明確に定めて任用している。また、業務状況については、教務課で出勤簿により把握している。

(教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながらかつ協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。)

入学年度にすべての学生が履修する「リエゾンゼミⅠ」において、建学の精神「行学一如」及び教育理念「自利・利他円満」を学ぶことを目的とした「降誕会」及び「防災教育」を全学的に実施している。その取り組みは、教職員が各々の責任に基づいた役割を担い、協働・連携した教育研究活動を行っている。

また、教育研究活動の適切かつ効果的な運営に資するために教職員を対象としたSDを実施している。

(授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。)

本学において授業の補助を担う者は、「東北福祉大学教育サポートスタッフ研修等実施要項」に定めているように研修を受ける必要があり、授業補助を行うに当たって担当教員等に必要な研修の実施について促しているものの現状では組織的に運営されているとはいえない状況となっている。

授業の指導補助者の責任や役割については、「リエゾンゼミⅠ」のピアメンターにおいて、「東北福祉大学ピアメンター制度の運用に関する要項」で定められているが、それ以外のサポートスタッフ等については、前述の要項の見直し等を進めていく必要がある。

また、授業の一部を担当させる場合は、「東北福祉大学非常勤講師規程」に規定している特別講師として雇用している。

特別講師は、学外より教員として採用し、単位認定を行わず、常勤教員又は非常勤講師の担当する授業科目の一部に従事する。特別講師については「東北福祉大学非常勤講師規程」に基づき、学科会議及び部長学科長会議の推薦を受け、東北福祉大学学則第10条に定める人事委員会の選考を経て学長が決定することにより、資質を保持している。

評価項目②

教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続きに沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。
- ・年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

(教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続きに沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。)

教員の任免及び昇格等については、「学則」第10条に基づき人事委員会で行い、「就業規則」及び「東北福祉大学教員選考基準」により被選考者の学歴、教員としての経歴、研究上の業績(刊行された著書、論文、報告書等)、専攻分野に関する実務上の実績等のほか、学会及び社会における活動、勤労意欲、勤務態度・姿勢、人柄なども考慮し、総合的に判断している。

昇格は、「教員昇任選考手続き及び基準に関する人事委員会の内規」を制定し、当該教員の教育への取り組みや研究業績に偏重することなく、学内外での活動状況等から多面的に判断し、人事委員会で候補者を審査・選考し、学内理事会の議を経て、教授会において報告している。昇格の審査基準として、研究教育業績のほかに社会的活動、学会及び社会における活動も加味している。

また、任期制教員の採用・更新については、その明確化を図るために「任期を定めて雇用する教員に関する規定」や「任期を定めて雇用する教員の採用・更新等に関する内規」を定めている。

なお、教員の募集については、各学部の教員の採用に当たって本学HPや科学技術振興機構JREC-IN等を活用し、公募での採用を実施している。そのほか、各学部の専門分野により、学校教育法をはじめ、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則や診療情報管理士養成校としての指定基準等特定の規則に従い、教員を採用している。

大学院教員は、通学制及び通信制ともに、大学院大学制度をとらないため、大学の教員として採用し、学部との兼担を原則としている。教員人事は、「人事委員会規程」に則り、「就業規則」及び「東北福祉大学教員選考基準」に基づき審議したうえで、学長に進達され、決定される。院生を指導する資格については、「東北福祉大学大学院研究指導教員等判定基準」、「東北福祉大学大学院担当教員資格規程」及び「東北福祉大学大学院担当教員資格審査規程」を制定し、明確な基準のもとに審査されている。

以上のことから、教員の募集、採用、昇格等の人事は、明確な基準及び手続きに沿い、公正性に配慮されているといえる。

(年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。)

常勤教員の年齢における割合は、30歳代が全体の10.5%、40歳代で22.4%、50歳代34.2%、60歳代32.9%となり、30歳代が最も低い。また、50歳代、60歳代を合わせると66.4%となり、教員の半数以上が50歳以上となっており偏りが生じている(2025年5月1日時点)。男女比については、教員数219名中、男性137名、女性82名となっており、比率は男性6割：女性4割であり(2025年5月1日時点)、現状として教員の半数以上を男性が占めている。

しかしながら、2024年度学校基本調査(確定値)〔2024年12月18日〕によれば、大学における教員(本務者)の女性の比率は26.8%となっており、本学が若干上回っている。本学に通う学生は、女性がおおむね5~6割となっており、アドバイスのしやすさの観点からも現在の割合を維持していくことが重要と考えている。

また、外国人教員は、過去5年間で極端な増減はなく推移しており、これまで留学生の受け入れに支障は生じていない。

年齢別常勤教員数及び割合(2025年5月1日現在)※小数点第2位で四捨五入

年齢	男性(人)	女性(人)	計(人)	割合(%)
20歳未満	0	0	0	0
20~29歳	0	0	0	0
30~39歳	14	9	23	10.5
40~49歳	27	22	49	22.4
50~59歳	45	30	75	34.2
60~69歳	51	21	72	32.9
70歳以上	0	0	0	0
計	137	82	219	100
割合(%)	62.6	37.4	100	

以上を踏まえて、本学教員の年齢構成や教員の多様性についてまとめると、男女比や国際性における教員の多様性は、引き続き、本学の研究教育に合ったバランスを考慮しつ

つ、年齢構成を踏まえ、中長期的な計画を策定するなどし、教員組織を編制していかなければならないと考える。

評価項目③

教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。

<評価の視点>

- ・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。
- ・教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。

(教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。)

学内規程である「東北福祉大学 FD 及び教員 SD 等実施要項」において、授業内容や方法の改善を図ること、大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るために必要な知識・技能を習得すること等が明記され、教員の能力や資質の向上及び教育課程や授業方法の改善について、組織的に努めている。

当該要項において、FD は、授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な研修であり、教員 SD は、FD に当たる授業内容・方法に関する研修等を除いた、研究活動の活性化や社会貢献活動等の適切かつ効果的な運営を図るために必要な研修としている。また、具体的な各研修項目については、以下のとおり示されている。

●学内 FD 研修

- (1) 授業の内容及び方法の改善及び向上に係る研修
- (2) アクティブ・ラーニングを推進するための研修
- (3) 教員相互の授業参観(授業聴講を含む)
- (4) 教員相互による授業評価
- (5) 授業検討会
- (6) 授業コンサルテーション
- (7) 授業に関する新任教員研修会
- (8) 授業における研究倫理教育に関する研修
- (9) 研究指導及び論文指導の改善及び向上に係る研修
- (10) その他の授業の内容及び方法の改善及び向上に関する研修又は研究等

●学内教員 SD 研修

- (1) 教育に関する知識及び技能の修得の研修
- (2) 研究に関する知識及び技能の修得の研修
- (3) 社会貢献に関する知識及び技能の修得の研修
- (4) 大学運営に関する知識及び技能の修得の研修
- (5) その他の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るために必要な知識及び技能の修得に係わる研修等

FD(「教育改善に関する固有のFD」を含む)は、各研究科・専攻、各学部・学科の単位で実施することになっており、年度末に取りまとめられ、高等教育推進センターに報告される。2025年度は高等教育推進センターと人事課が連携、協力し教職員SDとして教員を対象としたSDも実施しており教員の75%超の教員が受講している。

(教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。)

本学は、「教育研究上の目的」を実現するために、3ポリシーの「学位授与の方針」、「教育課程編成の方針」に基づいた「教育研究組織の編成方針」を策定して教員組織を編制し、教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上に努めている。

教育と研究・社会貢献における各部門間の横断的な連携体制の構築と拡充を図るため、地域創生推進センターを置き、地域社会をはじめとする学内外とのネットワークや実学・実践を重視した、社会で必要とされる学びと実践を提供・推進しており、さらに、高校や地域、社会福祉法人と連携協定を締結することで、学生のみならず、教員の教育・研究にも寄与している。

またFDについては、「教育研究上の目的」を実現するために、3ポリシーの「学位授与の方針」、「教育課程編成の方針」に基づいた「教育研究組織の編成方針」を策定して教員組織を編制し、教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上に努めている。具体的に、2025年度は各学科で2回以上、全学科合計で31回のFDを開催した。FD内容は学科ごとの課題に沿った形で「合理的配慮」(福祉心理学科)、「情報セキュリティポリシー」(共生まちづくり学科)、「学生とのコミュニケーションを図るうえでの留意事項」(医療経営管理学科)など多様なテーマを取りあげ、教員の資質向上が図られている。

加えて全学的なSDにも積極的な参加が促されており、学科のみでなく、本学が求める教員像に沿った形でも資質の向上も図られている。

(大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。)

教員の教育、研究、社会貢献・大学運営の業績評価に関して、2022年には自律的な自己点検・評価や自己省察を通じた、自己点検・評価の円滑化・実質化を目的として「東北福祉大学教員個人自己点検・評価等実施要項」の改正を行った。同要項に基づき、各教員は教員個人自己点検・評価シートを提出し、シートは学科長及び学長が確認し、適宜助言等がなされている。同シートは従来のティーチング・ポートフォリオとしての機能に加えて、昇任や任期更新、定年制移行等を検討する際の基礎資料としても活用されている。

(教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。)

授業の補助を担う者について、「東北福祉大学教育サポートスタッフ研修等実施要項」では、教育サポートスタッフの資質の向上に資することを目的として、研修を年1回以上行うことになっている。しかし、当該要項に定められているように研修の資料や開催記録(日時、場所、研修担当者[教員]、研修参加者、研修のテーマ等)が教務部へ提出されておらず、指導補助者が関わる授業の運営等について、科目等の単位で必要な打ち合わせ等が実施されているものの、組織的に行われているとはいえない状況となっている。

評価項目④

教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

(教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。)

教員組織については、内部質保証システムを活用したPDCAサイクルを実施しており、その取り組みや課題を適切に把握している。たとえば、総務部人事課は2025年度事業計画において、本学の教育の理念・目的の実現に向けた組織の編成の維持とさらなる教員の資質向上を目的として、教務課、財務課、高等教育推進センター等、関係部署との協議により中長期人員配置管理計画の素案を作成することを予定している(2029年度完成予定)。

(点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。)

前述したとおり、教員組織については、内部質保証システムを活用したPDCAサイクルを実施し改善・向上に取り組んでおり、教員組織の現状や学部学科等届出書類を踏まえた中長期人員配置管理計画の策定や各年度の点検・評価により、教員組織に関わる事項のさらなる改善・向上を図り、学習成果の達成につながる教育の実現につなげていきたいと考えている。

2 分析を踏まえた長所と問題点

本学の教員組織は、「本学として求める教員像及び教員組織の編成方針」に基づき、大学設置基準や「就業規則」等により、各学部・研究科の教育課程にふさわしい組織を整備しており、教員の年齢構成の偏りや組織的な授業補助者への研修などの課題はあるもののおおむね適切に取り組んでいるといえる。

3 改善・発展方策と全体のまとめ

本学の教員組織の改善との方策についてまとめると、はじめに教員の年齢構成の偏りが挙げられる。本学の学部学科の構成上、実務経験を有する教員を求める学部学科が多いといえるが、教育研究活動の推進や活性化の観点から40歳未満のいわゆる若手教員の採用についても考慮していく必要もあると思われる。

大学への主たる進学者である18歳人口が急減していく今後の状況を踏まえ、大学設置基準の要件を満たし、かつ入学定員・収容定員を考慮した教員の採用等に向けて中長期的な人員配置計画の策定に向けて関係部署等と協議を進めていく。

授業における指導補助者の研修は、教務部が研修実施までの手順を明らかにし、組織的な取り組みを定着させることで、学びの質をより確かなものにしていくことが必要である。

教員の担当授業数については、平準化を目的とした場合、本学の特徴を活かした教育課程が実現できず出願者の減少につながる可能性があるため、教員の過度な負担とならないよう配慮しながら、本学の教育課程に沿った適切性を重視し、慎重に検討していく必要がある。

最後に全体のまとめとして、本学の教員組織は、建学の精神、教育理念のもと制定された「本学の求める教員像及び教員組織の編成方針」に基づき、教育課程の運営に適した募集、採用そして昇格等が行われている。現在の教員組織は、教員の資質能力の向上を目的として組織的に編制されており、研究活動の活性化や社会貢献活動等の運営にも配慮した取り組みが行われている。今後も、既存の取り組みに対する改善に向けた点検・評価を実施し、教育研究活動の円滑な実施とその充実に資する教員組織の編制に努めていく。

1 現状分析

基準7 学生支援

評価項目①

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。
- ・各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。
- ・学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

[修学支援(学習面)]

- ・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか(補習教育、補充教育、学習に関わる相談等)。
- ・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。
- ・学習の継続に困難を抱える学生(留年者、退学希望者等)に対し、その実態に応じて対応しているか。
- ・遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、必要に応じて対応しているか(機器貸与、通信環境確保のための支援等)。
- ・ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応(授業動画の再視聴機会の確保等)を必要に応じて行っているか。

[修学支援(経済面)]

- ・学生に対する経済的支援(授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等)を、学生の実態等に応じて行っているか。

[生活支援]

- ・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。
- ・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置(学生の交流機会の確保等)を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

[進路支援]

- ・各学位課程(学士課程、修士課程や博士課程など)や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等

の進路支援を行っているか。

[その他支援]

- ・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

[学生の基本的人権の保障]

- ・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。

(学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。)

「学生支援に関する基本方針」に基づき、教務部委員会、学生支援センター委員会、キャリアセンター委員会において「学修支援」「生活支援」「進路支援」に関する協議を重ね学生支援の推進を図っており、必要に応じて他部署又は教職員間で連携して業務に当たっている。また、学生支援課においては組織図が整備されており、教務課においては新たに支援体制図を作成した。

各部署における支援のほか、1年生から4年生まで必修のリエゾンゼミⅠ～Ⅳ(少人数クラス)のゼミ担当教員が、学生の個別支援を行っている。その支援内容によって、教員と各部署の職員が連携を図る体制となっている。

(各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。)

学生相談室及び臨床心理相談室においては、相談業務に当たる教職員全員が有資格者(臨床心理士、公認心理師)となっているほか、キャリアセンターにおいては、「国家資格キャリアコンサルタント」の有資格者3名が配属されている。また、学生支援課には外国人スタッフが配属され、留学生の対応や本学学生の留学などの国際交流支援業務に当たっている。その他、ICT支援室は専門的知識を有するスタッフで構成されるなど、学生支援体制を整備している。

(学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。)

学生支援に関する情報提供には、大学HP及びUNIPAの掲示を活用している。その他、独自に掲示板等を作成している部署や、Google Workspaceを活用している部署など、システムを併用している場合も多い。また、UNIPA掲示の場合、重要な情報についてはプッシュ通知をするなどの工夫をし、情報漏れのないような方法を選択している。加えて、電話、窓口、UNIPAのQ&Aなどで個別対応をすることで、学生の不安、疑問解消に対応している。

教務課では、履修の取消・追加を対面や郵送からGoogleフォームでの申請に変更するなど、手続きの利便性の向上、簡素化実現に向けた検討・実施に取り組んでおり、実習支援センターにおいてもGoogle Workspace(フォーム、ドライブ等)を活用し、提出物・アンケート

ート・各種申込等の手続きを簡易化することで、学生の利便性向上を図っている。キャリアセンターでは、前述したとおり、部署独自でキャリアセンター掲示板を作成(大学アカウント所有者のみ閲覧可)し、情報提供を行っている。さらに、2026年度からは外部サービス「キャリアタス UC」を全面的に利用予定で、求人票等の就職・就活情報の提供の入口を一本化し、学生が使いやすいように整備する予定である。学生支援課では、学生個人カードのデジタル化を進めており、学生情報を Web 上で管理することにより情報を集約し、学生のニーズに合わせた情報提供と学生の利便性向上を目指している。

【修学支援(学習面)】

(学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか(補習教育、補充教育、学習に関わる相談等)。)

本学に入学予定の合格者に対し、入学前教育を課しているほか、学科によっては個別に教育を実施している。特に、福祉心理学科においては、参加は任意であるがオンライン形式(Google Meet)で「プレゼミナール」を実施し、心理学を学ぶための基礎知識を深める機会としている。

在学生への学修支援対応としては、オフィスアワーを利用した質問対応・指導、また、ゼミ等において実習前教育、就職試験対策を実施している教員もいる。また、実習支援センターでは、福祉系国家資格の国家試験対策や教員採用試験の試験対策を実施している。

また、入学前教育や初年次教育に関わる教員から、学生の文章力や読解力の低下を危惧する声が上がっていた。本学にはライティングセンター等の専門的な支援体制がないため、対応策が検討され、その結果、教員による「学修支援パイロットプロジェクト」が立ち上げられた。プロジェクトの始動に当たっては、まず1年生を対象に「学修支援に関するアンケート」を授業内で実施し、その結果を踏まえてプログラムを立案した。前期には、アカデミック・アドバイザーに該当する教員やオフィスアワーを持つ教員有志の協力のもと、図書館を会場として計12回(担当教員延べ16名)の相談対応を試験的に実施した。相談内容は「レポートの書き方」「プレゼン資料の作成」「パソコン操作(Word・Excel・PowerPoint)」「勉強方法」「その他(AIの基礎に関する質問)」の5分野である。初回は周知が十分でなく参加者は少なかったものの、利用者アンケートでは一定の評価を得た。この結果を受け、後期も「学修の基本的なスキルを身に付けるためのプログラム」として継続し、常時2名以上の教員が対応する体制で実施している。

(障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する学修支援を行っているか。)

障がいのある学生の支援については、健康管理課(保健室担当、障がい学生担当)を中心として、入学前(入試時)から支援を行っている。支援に当たっては、「障がい学生の支援に関する方針」に基づき、関係部署における意見調整を図り、その申請内容等をまとめた「合理的配慮に関する申請手続きのご案内」を作成し大学HPに公開することで、障がい等により学修上配慮が必要な学生が情報にアクセスしやすいようにしている。留学生への支援については、「外国人留学生受入れに関する規程」に基づき、学生支援課(国際交流担当)において、外国人留学生の履修やアルバイト状況、在留資格等を把握し、大学生活を支援している。留学生からの学修や生活相談については、窓口や電話のほか、Google chat 等

も活用し日本語でのコミュニケーションが得意ではない留学生も相談しやすい体制を整えている。また、国際交流支援サークルCOCOSAと連携し、外国人留学生の学修や異文化交流活動をサポートしている。

(学習の継続に困難を抱える学生(留年者、退学希望者等)に対し、その実態に応じて対応しているか)

留年者、退学希望者等、学修の継続に困難を抱える学生に対する中退防止の対応として、ゼミ担当教員や学科、関係部署で情報を共有し、教員や職員が面談を行うなどして状況の把握と問題解決に取り組む体制を整備している。「欠席学生対応フローチャート」に示したように、ゼミ担当教員が複数回欠席している学生に連絡を取ることで対応している。連絡先が不明もしくは連絡が取れない場合は学生支援課と連携して対応し、担当教員との面談につなげている。本人の悩みや状況によって、臨床心理相談室、学生相談室との連携や、教務課や実習支援センター、キャリアセンター等とも情報を共有し、職員を交えた面談を実施するなどして早期の段階で当該学生が抱える困難を解決できるよう、全学的に取り組んでいる。最終的には、「欠席学生対応報告書」をもとに学科会議、部長学科長会議等で情報共有される。なお、この中退防止の対応については、年度始めに全教員にUNIPAで通知するほか、教授会や学科会議等でも周知している。

(遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、必要に応じて対応しているか(機器貸与、通信環境確保のための支援等)。)

本学では、学生全員に入学時からPCを貸与し、学内全域への無線LAN整備、メールサービス及び印刷サービスの整備を行っている。また、障害応等における支援はICT支援室で実施しており、「ICT支援室特設サイト」において、対象別(学生向け、教員向け)に各種案内ページを設けて学修、教育支援を行っている。また、健康管理課(障がい学生支援担当)では、聴覚障害の学生にUDトーク(音声認識ソフト)を活用し、障がい等のある学生と障害のない学生がともに学ぶ環境づくりを進めている。

(ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応(授業動画の再視聴機会の確保等)を必要に応じて行っているか。)

本学の通学課程では、現在は新型コロナウイルス感染症の流行が収まっていることもあり、同時配信型の遠隔授業は実施していない。遠隔授業を実施する場合はオンデマンド授業としており視聴及び再視聴が可能である。新年度に向けた学年別ガイダンスの実施も同様にオンデマンド型としている。学生は自身の通信環境の状態に合わせて授業資料の閲覧(授業動画の視聴)や課題への取り組みができる環境となっている。授業動画の配信期間については各教員の裁量によるものとなっているが、一定期間公開することで学生の不利益とならないように配慮している。遠隔授業に係る質問や相談については原則としてUNIPAのQ&Aを介して行うものとなっているが、状況に応じて対面での相談や電話、メール等を利用した支援も行っている。

【修学支援(経済面)】

(学生に対する経済的支援(授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等)を、学生の実態等に応じて行っているか。)

学生への経済的支援として、「東北福祉大学奨学金規程」「東北福祉大学学費減免規程」等に基づき、大学 HP 及び UNIPA で積極的に情報を発信し、奨学金等の制度の紹介や申請方法について対面でのガイダンスを複数回実施している。また、各学生の状況に応じて、窓口や電話での相談も受け付けている。また、一般選抜 A 日程分割の受験者の成績上位者に奨学金(スカラシップ)給付制度がある。外国人留学生に対する経済的支援としては、「東北福祉大学私費外国人留学生奨学金規程」「東北福祉大学私費外国人留学生学費等減免規程」に基づき、入学後に書類審査及び面接を行い、要件を満たす学生の実態に応じて減免又は奨学金を給付している。

学生の実態等に応じた支援については、財務課と連携し、教職員からの情報提供によって個別対応も行っている。なお、国際交流支援室が学生支援課と統合したことで、海外留学を希望する学生に対する奨学金等についての情報の共有がしやすくなり、経済面における学生の就学支援業務の効率化につながっている。また、「学生の海外留学に関する規程」に基づき、2025 年 10 月 1 日に「海外留学学生に対する留学助成金に関する細則」を制定した。これにより、本学の授業科目として単位認定の対象となる海外留学に参加する学生のうち、一定の要件を満たす者に対し助成金を支給している。

さらに、学内制度の運用と並行して、経済的理由により留学を断念せざるを得ない学生が少なくない実情を踏まえ、外部資金の積極的な獲得による学修機会の確保に注力している。2026 年度「海外留学支援制度(協定派遣)」においては、フィンランド交換留学プログラム、シドニー英語研修、マレーシア英語・文化研修が採択(一部追加採択)された。このように、学内助成制度の整備と外部制度の戦略的な活用を組み合わせることで、学生の経済的負担を軽減し、国際的な学修意欲を阻害しないための実効的な支援体制を構築している。

【生活支援】

(学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。)

健康管理課(保健室)に常駐している看護師 2 名が体調不良やケガ等の応急手当を行うとともに、感染症に罹患した学生の相談対応、健康診断の受診推奨、健康診断書の発行、各種測定(身長体重、血圧、血中酸素飽和度等)などを実施しており、健康診断において要所見となった項目がある学生には、個別指導や医療機関受診等の指示を行うことで、学生の心身の健康保持に努めている。また、学生の心理面についても状況に応じ、臨床心理相談室と連携して対応しているほか、ハラスメントの相談受付窓口にもなっている。

「発達・精神障がい学生」の相談業務や配慮申請についても健康管理課(保健室及び障がい学生担当)が担い、学生面談を通して支援内容の検討・調整を行い、学科教員、教務課等と協議を行いながら支援体制を整備している。

キャンパスマナーやモラル、ネット(SNS)上のマナー、ハラスメント、各種トラブル防止の注意喚起・学生指導については「CAMPUS HANDBOOK」や学生団体等で促し、トラブル発生の際は学生支援課及び学生相談室が窓口になり、必要に応じて専門機関への取次ぎを行っ

ている。また、リエゾンゼミⅠの全体講義においては、宮城県警仙台北警察署刑事官を講師に招き、「闇バイトを始めとした社会に潜む危険について」と題した特別講義を実施している。

(学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置(学生の交流機会の確保等)を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。)

学生の初年次教育プログラムとして開講している「リエゾンゼミⅠ」では、基本的な学修だけではなく、クラス単位、学科単位でイベントを実施するなど、居場所・関係づくりなど、人間関係の構築も考えたカリキュラム作りがされている。

本学で開講されている遠隔授業は、原則としてオンデマンドでの実施となっており、学生一人当たりが受講できるオンデマンド科目の上限を1年間10単位としている。そのため、遠隔授業に応じた学生交流機会の確保についての配慮はしていないが、学生と授業担当教員間での連絡ツールとして、UNIPAの授業Q&Aを活用するように指示している。

【進路支援】

(各学位課程(学士課程、修士課程や博士課程など)や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。)

キャリアセンターでは主に就職希望者や進路未定者に対する支援・相談を行っており、合同セミナーや各種講座を開設、履歴書添削や模擬面接等就職試験対策を行うなど個別支援を重視している。また、医療専門職を養成する保健看護学科、リハビリテーション学科と協働して合同就職説明会を開催するなど、学生の専門分野に応じた支援も展開している。各ゼミや学科においても、就職支援の一環としてのキャリア教育、試験対策、進路支援を実施したり、専門分野の教員が個別に学生の相談に応じたりなどし、進路支援を行っている。

【その他支援】

(上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。)

学生支援課では学生団体の課外活動を統括し、体育会常任幹事会や文化会幹事会の活動を支援しているほか、「文化会・同好会サークルのリーダー研修会」や「体育会主将主務研修会」など、学生団体の代表者の研修会を毎年実施し、活動に当たっての全面的なサポートを行っている。また、年度始めに新入生へのサークル紹介の場を設け、学生の交流機会確保のサポートにも力を入れている。

学生のボランティア活動については地域創生推進センターが全面的に支援しており、ボランティア依頼(個人・団体)や活動についての情報収集を行うほか、県内外の行政機関や団体とも連携を取ることで依頼情報の共有化を図り、学生の活動を支援している。

〔学生の基本的人権の保障〕

(ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。)

本学では、ハラスメント防止の対策としてハラスメント防止対策委員会を設置し、「ハラスメント等の防止等に関する規程」に基づいて協議している。また、特定社会保険労務士を講師に迎えて「大学におけるハラスメント防止に向けて」と題した教職員 SD 研修を対面で実施し、その後、同研修をオンデマンド型で配信することで多くの教職員の受講機会を確保し、意識改革につなげている。

学生からの苦情申立への対応等については、学生が学生生活を送るうえで不利益になることのないよう、「学校法人梅檀学園個人情報保護規程」に基づき適正に取り扱うこととしており、情報漏洩に細心の注意を払っている。

評価項目②

学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

(学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。)

学生支援に関わる状況の把握については、複数のアンケート調査を定期的実施することで対応している。具体的には、高等教育推進センターにおいて、新入生を対象とした「入学時アンケート」、在学生を対象とした年度ごとの「振り返りアンケート」、及び学期ごとの「授業評価アンケート」を通じて、学生支援の内容を点検するとともに、学生の意見やニーズを継続的に収集している。また、学生支援課では国見キャンパス及び国見ヶ丘第1キャンパス(ウェルコム21)に「意見箱」を設置し、日常的に学生の要望や意見を集めている。これらの結果をもとに、学生支援における成果と課題の把握に努めている。

(点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。)

アンケートや意見箱に寄せられた事務部署への意見、要望については、各部署で業務改善、支援内容の見直しを行い、適切な改善を検討した上で対応を実施し、サービス内容や手順の変更に関する案内という形で、UNIPA等を通してフィードバックしている。

2 分析を踏まえた長所と問題点

学生支援体制は各種規程・方針等に基づき整備され、関係部署が連携しながら、修学支援、生活支援、経済支援、障がいのある学生への支援、進路支援、課外活動への支援等を幅広く展開している。特に、学科教員が担任を務める必修科目「リエゾンゼミⅠ～Ⅳ」では、学修面にとどまらず生活面・就職面を含めた学生生活全般にわたる個別指導の基盤として機能している。また、修学困難な学生のサポートや休学・中退希望者への対応においても、担任教員と関連部署間での情報共有及び相談指導の強化を図られている点は、本学の大きな強みである。

また、進路支援・キャリア形成においても、リエゾンゼミや学科必修科目で、就職活動を終えた4年生・卒業生を招いたキャリア教育を実施しているほか、キャリアセンターによる低学年時からの講座・セミナー開催、さらに2025年度入学者からは「キャリアデザイン」を全学必修科目とするなど、早期から将来を見据えた体系的な支援に力を入れている。

問題点は、部署間の情報共有体制にある。個別の相談対応においては担当者間で密な情報共有が行われているものの、組織的・部署横断的な共有の仕組みは十分に整備されていない。たとえば、配慮申請のある学生の情報が部署間で適切に共有されず、当該学生が困惑するケースが生じている。今後は、情報共有の仕組みを中心に支援体制の改善に取り組む必要がある。

また、学生の心身の健康をサポートする保健室については、「保健室運営規程」に基づき看護師2名が常駐し健康管理業務を担っているものの、メンタルヘルス不調を抱える学生が増加している昨今の状況を踏まえると、全学生数に対して十分な人員体制とは言い難く、人的資源の拡充が求められる。

3 改善・発展方策と全体のまとめ

学生支援に係る連携体制はおおむね整備されているといえるが、現在の体制をより強化するため、各部署が担う業務内容の把握と改善に向けた実務者レベルでの情報交換の場と学生情報の一元化が必要である。学生情報の一元化を目指すことで、業務の効率性の向上及び学生への各種状況調査や提供する情報の重複を避けることができる。そのためには、学生の個人情報に関する教職員の閲覧制限を緩和し、学生ポータルでの情報共有を可能にするなど、部署間での調整とシステム上の改善が求められる。上記に関しては、個人情報保護の観点が含まれるため、入学時の誓約書記載内容の変更や学生との取り交わしの方策、個人情報保護に関する基本方針(プライバシーポリシー)の大学HPへの掲載等、支援部署だけでなく全学的に再考する必要があると考える。

健康管理課の支援体制については、現状では人員増加による対応は困難であるため、まずは現行の体制を見直し、業務改善に向けた工夫、部署内及び関係部署、教職員間での連携強化に努めていく。

1 現状分析

評価項目①

教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。
- ・学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境や I C T 機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。
- ・学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

(教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。)

2025-2029 中期事業計画(5 年)に基づき、新キャンパス構想と連携しながら、計画的かつ適切な整備・修繕を行い、学習環境の充実を図っている。

2025 年度は、①バリアフリー化の推進②学生寮の整備・修繕③運動施設保守整備を目標としている。①において、1・2 号館 5 教室への肢体不自由学生の専用機の導入と 1 号館エレベーターへの音声案内機能の追加(1 月工事予定)を実施。②において学生寮(雄翔館)の空調や衛生環境の整備を行った。③の全天候型運動場の施設整備(漏水対策)を年度内に完了する予定である。教員の教育研究環境の整備については、教員同士の交流を促すラウンジなど、対話を生む空間の整備を行っている(ステーションキャンパス館)。また、研究に集中できる静寂性の高い空調機への更新(3 月工事完了予定)と、研究執務に専念できる研究室・実習室の割り当て管理を適宜行っている。

(学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境や I C T 機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。)

ネットワーク環境については、講義室と演習室に無線 L A N を設置するなど、整備を継続して進めている。また、2005 年度から全学部学生を対象にノートパソコンを貸与しており、全学生が偏りなく ICT 教育を受けられる環境を整えている。

学生・教員に対するネットワークや ICT 機器についてのサポートは、ICT 支援室が行っており、貸与 PC や学内システム、オフィスソフト、Google Workspace の活用方法なども特設サイトで公開している。

教室の環境改善として、国見キャンパスの教室及び演習室のモニターのデジタル入力対応へと変更した。

(学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。)

学生については、入学時に PC を大学から貸与されるが、貸与された PC 内に「マルウェアへの対応」、「著作権について」、「ソーシャルメディア利用上の注意点」などを記載した冊子の PDF を配置しており、PC 貸与時のガイダンスでそれについて説明を行っている。

教職員については、入職時に情報セキュリティに関する e ラーニングコンテンツを受講させており、2025 年度より生成 AI の利用に関する教職員 SD も実施している。

また、ソーシャルメディア利用上の基本的な考え方をまとめた「ソーシャルメディアガイドライン」や、「生成 AI の利活用に関する方針」を公開している。

評価項目②

図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。
- ・図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

(教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。)

本学図書館では、「図書館資料収集・管理規程」に基づき、主に教職員と図書館員の推薦によって、学部学科に即した図書・雑誌等の収集を体系的・網羅的に行っている。2026 年 3 月末現在の蔵書数は、図書約 40 万冊(和書約 33 万冊、洋書約 7 万冊)、雑誌約 4600 種(国内約 4000 種、国外約 580 種)視聴覚資料約 3300 点である。

また、国立情報学研究所(以下「NII」という。)の事業である目録所在情報サービス(NACIS-CAT/ILL)に参加し、国内各大学図書館及び研究所と共同目録作業、相互貸借サービス(文献複写・現物貸借)を行うことで図書館間の相互協力に貢献している。加えて、「私立大学図書館協会」、「東北地区大学図書館協議会」、「学都仙台コンソーシアム」に加盟し、学術情報の収集と共有に努めている。

2024 年度からは国立国会図書館の「視覚障害者等用データ送信サービス」(国立国会図書館が製作した視覚障害者等用資料の DAISY データ等と、図書館等が製作し国立国会図書館が収集した視覚障害者等用資料の DAISY データや点字データ等を、視聴覚障害者等個人の方や図書館等にインターネット経由で送信するサービス)の送信承認館となり、サービスを実施している。

電子資料については、主に電子ジャーナル・電子ブック・データベースを契約しており、冊子体同様、学部学科に即した分野を中心に収集をしている。安定した提供のために、恒常的な価格高騰なども考慮した計画的な予算確保と契約内容の見直しを定期的を実施している。2025 年からは、「EBSCO Discovery service」を導入し、本学蔵書と契約している電

子資料が一元的に検索可能となった。これにより、教員・学生が容易かつ網羅的にさまざまな情報にアクセスできるようになっている。

リモートアクセス環境も整備しており、教員や学生が各自で設定することにより、自宅や実習先等からでも本学契約の電子資料に 24 時間アクセスできるようになっている。電子資料へのアクセス及びリモートアクセスについては、学科ガイダンスやゼミ単位のガイダンスを通して周知するとともに、各種ガイドを作成し、図書館 HP 及び図書館内で公開している。2026 年 3 月末現在の電子資料の提供数は、電子ジャーナル・データベース約 23000 種(国内約 1700 種、国外約 21000 種)、電子ブック約 8200 種(国内約 8200 種、国外約 8 種)である。

また、NII が提供する共用リポジトリサービス JAIRO Cloud を利用し、「東北福祉大学機関リポジトリ」(以下、「リポジトリ」という。)を構築しており、本学の研究成果等の学術コンテンツを一元的に収集・登録・公開し、世界へ発信している。登録した学術コンテンツには、デジタルオブジェクト識別子(DOI)を付与し、web 上での永続的なアクセスを保障している。これにより、コンテンツへのアクセシビリティが向上するとともに、論文の引用数やリポジトリへのアクセス数の増加が見込まれる。2026 年 3 月末現在の登録件数は、学術雑誌論文 932 件、博士論文 22 件、その他 29 件である。

特色ある学術資料としては、シャフツベリ等の特殊コレクションや多数の和漢書を所蔵している。和漢書については『東北福祉大学図書館所蔵和漢書目録』としてまとめ、リポジトリでも公開している。

(図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。)

<必要な専門的な知識を有する職員を含む人員の配置>

本学図書館では、2026 年 3 月現在、13 名(専任職員 6 名、委託職員 7 名)を配置しており、全スタッフのうち 12 名は司書資格保有者である。学生・教員からの要望に迅速かつ適切に対応できるように、学内外の研修事業に積極的に参加することで専門知識の維持や最新情報の収集を行うなど自己研鑽に励んでいる。また、教員で組織されている「図書館委員会」「東北福祉大学機関リポジトリ運営委員会」及び専任職員で組織されている 7 つのワーキンググループを設置して図書館運営の計画・実施を行っている。

2025 年度からは図書館の貸出・返却・各種受付等を行うカウンター業務が委託となったため、資料の取得・管理・受入・整理等の業務を行う専任職員との連携が課題である。

<施設環境>

本学図書館は、本館及び国見ヶ丘分室で構成されており、使用面積 4696.1 m²(登記面積 4802.6 m²)、座席数 416 席を有している。また、本館には AV コーナー・ラーニングコモンズの機能を備える集団学習室などを併設している。

2025 年度より本館の開館時間は、通常時平日 9:00~19:00、土 9:00~17:00、授業期間外は平日 9:00~17:00、土日祝日休館。分室の開室時間は通常時平日 11:00~18:00、授業期間外は 11:00~17:00、土日祝日は通年で休室となっている。

年間入館者数は、2024 年度は 68,568 人、2025 年度は 58,150 人となった。

図書館の建物については、段差やエレベーターの位置により各階への移動が困難といった点、書架間が狭く車いす等での利用が不便である点など、十分にバリアフリー化されていない。しかし、2028年度には新図書館が竣工予定であるため、大規模な改修・改築が必要となる箇所については対応が難しい。そのため、障がいのある利用者に必要な備品(返却口が低位置にある返却ポスト・デイジー図書再生機・携帯型拡大読書器・リーディングトラッカー・リーディングルーペ・卓上拡大鏡・書見台・筆談ボード・LL 版図書館利用案内・耳マーク・NDC ピクトグラム)を購入・設置し、図書館 HP に「障がいのある方」の項目を追加するなど比較的容易に改善できるソフト面においては整備を行っている。

評価項目③

研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。

<評価の視点>

- ・研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分にいき、各教員の研究活動の活性化につなげているか(教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等)。
- ・研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

(研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分にいき、各教員の研究活動の活性化につなげているか(教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等)。)

研究活動を促進させるため、「研究の多様性」「公正な研究活動の遂行」「研究環境・研究推進体制の整備」等の9項目を示した「推進の方針」のもとに、研究に対する基本的な考えを明示し、大学 HP に公表している。

研究活動の活性化について、研究費の適切な支給として「学内個人研究費助成規程」「学内特別研究助成規程」等の関連規程を整備しており、規程に基づき職位に応じた配分を行っている。また、感性福祉研究所研究推進事業として、課題研究(共同又は単独)のほかに若手スタートアップの枠を設置して若手研究者の研究活動を支援している。

また、外部資金獲得支援のため、「外部研究助成・競争的研究費等公募情報」を大学 HP にて提供している。

科学研究費獲得に関しては、研究企画推進課職員が外部機関による研究費獲得に向けた研修を受講し、その内容を研究者に共有している。外部資金の獲得に関しては、関連する公募等の情報について学内ポータルサイトを介して教員に案内している。

専任教員に対しては研究室(合同研究室を含む)を配置し、責任担当授業時間数を定め、研究科担当教員については学部における担当科目数を配慮している。

(研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。)

研究倫理や研究活動の不正防止のため、「研究倫理委員会規程」を定め、「研究倫理委員会」を設置するとともに、研究者に対して倫理原則を周知徹底するため、研究の目的と意義や、研究協力者に対する安全性の十分な確保等を示した「東北福祉大学研究倫理規程」を新たに新設した。

また、研究活動における不正行為の防止及び適正な対応の整備として、研究活動に関する行動指針、不正行為への対応方針等について「研究活動不正行為の防止等に関する規程」に定めている。

不正発覚時の手続きとして、「予備調査委員会」を設置し、同委員会は対象者及び関係者に対して資料の提出やヒアリング等を行い、学長へ報告する。予備調査の結果、学長が本調査の必要性を判断し、本調査を行う場合は対象者へ通知し、「調査委員会」を設置する。本調査は資料の確認や、対象者及び関係者へのヒアリングを行うとともに、対象者に対して弁明の機会を設けている。これらの調査を踏まえ、「調査委員会」にて総合的に判断したうえで、不正行為か否かの認定を行い、この結果を受け学長が調査結果を対象者及び関係者へ通知することとし、調査結果の公表や処分についても同規程に定めている。

研究倫理審査申請には、学内ポータルサイトを介して教員に周知し、申請書の様式は、生命科学・医学系とそれ以外で作成要領を分け、開示している。

審査は、「研究倫理委員会」「医学系研究倫理審査会」において、申請者からの説明を受けて行っている。申請は専任教員又は大学に常勤する特任教員に限られているが、学部学生及び大学院学生が「人を対象とした研究」を実施する場合には、指導教員が申請している。

評価項目④

教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

(教育研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。)

教育研究等環境の適切性については、各部局において全学の事業計画、方針及び前年度の「内部質保証委員会」から付された指摘を踏まえて、目標を設定し、「目標設定」「中間評価」「最終評価」と段階的に点検・評価を行っている。

(点検・評価の結果を活用して、教育研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。)

「目標設定」「中間評価」「最終評価」の各段階において、「内部質保証小委員会」で部局横断的に点検・評価の内容や改善の取り組み方法について共有し、その後「内部質保証委員会」が全学的な観点から点検・評価し、改善の指示を行っている。

2 分析を踏まえた長所と問題点

各評価項目の現状分析から、それぞれ評価を行うとともに、以下の長所と問題点を挙げた。

評価項目①「教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。」については、その方針のもと、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しており、学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境や ICT 機器を整備し、技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しながら、学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいる。長所は、事業計画に基づきながら適切に進めていること、さらに、学生一人一台端末を実現している点である。早急に対応すべき問題点は見つからない。また、学生の意見を踏まえつつ、バリアフリー化の検討をしている。

評価項目②「図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。」については、教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備している、さらに、学生及び教員の利用のために、必要な専門的知識を有する職員を含む人員を適切に配置しており、図書館等の施設環境がおおむね適切である。長所は、利便性の向上を目的として、段階的かつ多角的な取り組みを進めている点が挙げられる。また、問題点としてバリアフリー化があるものの、建て替え時の課題としたい。

評価項目③「研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。」については、研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげている。たとえば、教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等においておおむね適切である。さらに、研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っている。長所は、研究活動を促進させるための「推進の方針」を定め、その方針に基づき適切に運用している点である。早急に対応すべき問題点は見つからない。

評価項目④「教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。」については、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握している。さらに、点検・評価の結果を活用して、教育研究等環境に関わる事項の改善・向上及び効果的な取り組みへとつなげていると判断される。長所は、内部質保証を活用しながら適切に運用している点である。早急に対応すべき問題点は見つからない。

その他の改善・向上の取り組みとしては、施設管財課では、学園創立 150 周年を迎え、キャンパス整備構想が本格化していくため、より一層施設整備を重視する。研究企画推進課では、科学研究費補助金の申請率向上に加え、若手研究育成等を目的として学内個人研究費の再考も中・長期計画で策定している。

3 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、中期事業計画に基づき、教育研究環境の整備を計画的に進めている。学習環境では新キャンパス構想と連携し、学生寮の整備、運動施設の保守、学生の意見を取り入れながらバリアフリー化を推進している。特に肢体不自由学生への専用机導入や 1 号館エレベーターへの音声案内機能の追加など、誰もが学びやすい環境を整備する。また、全学生へのノートパソコン貸与と無線 LAN 整備により、ICT 教育の基盤を確立した。さらに、ICT 支援室を中心に機器の利活用支援を行い、学修支援体制を充実させている。情報倫理については、学生・教職員双方に対してガイダンスや e ラーニングを実施し、情報モラルの涵養に努めている。

図書館は、体系的な資料収集を行い、電子ジャーナルやデータベースの導入、リモートアクセス環境の整備など、学内外を問わず利用可能な学術情報基盤を確立した。また、リポジトリを活用して研究成果の発信を強化している。司書資格を有する職員を配置し、専門性を維持するため研修を推進している。課題としては、建物のバリアフリー化が十分でない点が挙げられるが、新図書館の竣工により抜本的な改善が見込まれる。

研究活動においては、「研究推進の方針」を定め、研究費支給や外部資金獲得支援、研究室の整備を通して教員の研究を支援している。倫理面では研究倫理委員会を中心に規程を整備し、学生も含めた不正防止体制を構築した。研究倫理教育や審査手続きの明確化により、健全な研究活動を保障している。

さらに、教育研究等環境の点検・評価を定期的に行い、内部質保証体制を活用して改善を図っている。各部局が設定した目標に基づき、中間・最終評価を行い、その結果を委員会で共有することで、全学的な改善につなげている。

以上のように、本学は教育研究環境の整備、図書館サービスの高度化、研究活動の支援及び倫理確立、内部質保証による継続的改善により、安定した基盤を築いている。今後は、①新図書館の完成に伴う学術情報サービスの拡充、②学内ネットワークのさらなる高速化とセキュリティ強化、③研究データ管理体制の整備、④学生・教職員双方の情報リテラシー向上を重点課題とし、より包摂的な教育研究環境の実現を目指す。

1 現状分析

評価項目①

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。
- ・社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。

(社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。)

本学が生み出す知識・技術等の地域社会への還元は、各学部・学科の専門性を活かして実践されており、その成果は本学 HP「キャンパスニュース」において学部・学科ごとに紹介している。地域や社会への発信とともに大学の存在価値も高まっていくと捉え、積極的にコンテンツを更新し、SNS やインスタグラム等の発信媒体の運用強化にも取り組んでいる。

また、社会や地域へ研究成果の還元することを目的とした相談室等を本学に設置している。臨床心理士が地域の方の心の相談に応じる機関である臨床心理相談室、発達障害児の指導や支援について研究し、学習障害(LD)、注意欠陥/多動性障害(AD/HD)、高機能自閉症などの障害がある、あるいはそれらの障害が疑われる小・中・高校生の保護者の方の相談支援を行う特別支援教育研究室がある。

学外機関、地域社会等との連携は、地域創生への貢献、地域連携を推進する部署である「地域創生推進センター」と各学部・学科との密接な協働によって実践されており、その取り組みは多岐にわたる。大学が生み出す知識、技術等の社会への還元や、地域や社会の課題解決への貢献、学外機関との連携の具体例として、50 の根拠を示す。

本学の蓄積した知見をいかした「公開講座」は、広く社会に向け、さまざまな内容にて開講している。2025 年度は 22 講座開講し、1,828 名の参加者があった。

福祉等関係専門職の生涯キャリア形成を目指す「実学臨床研究セミナー」は、大学院プロジェクトの一環として、関連法人である社会福祉法人東北福祉会や宮城県社会福祉法人経営者協議会、宮城県社会福祉士会などの職能団体と連携して実施しており、今年度は 12 回開催した。

教育学部主催で開催している、教育関係者と学校教育のさらなる充実を考える「TFU 教育フォーラム」は今年度で 14 回目の開催となった。今年度は「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を目指して」というテーマのもと、パネルディスカッションと 5 つの分科会で議論がなされ、パネルディスカッションに 497 名、分科会に 606 名(第 1 分科会 238 名、第 2 分科会 175 名、第 3 分科会 70 名、第 4 分科会 38 名、第 5 分科会 85 名)の参加があった。

また、大学の資源(施設)開放と知的財産還元を目的として、芹沢銈介美術工芸館では社会連携・社会貢献に関する取り組みを以下のとおり実施した。

1 展覧会の実施

国見キャンパス内の芹沢銈介美術工芸館と仙台駅東口キャンパスギャラリーミニモリで展覧会を実施。展覧会では、講演会やギャラリートーク、ワークショップを開催した。

また、大学見学の高校生をはじめ、福祉施設、市民センター、町内会等の団体を受け入れた。

2 学外連携の取り組み

(1) SMMA(仙台宮城ミュージアムアライアンス：※ミュージアム連携組織。現在 21 館が加盟)へのイベント協力、芸術文化活動の総合イベントとして宮城県主催の「芸術銀河」や東北 6 県の特徴ある文化資源の情報発信を目的とした「東北文化の日」の事業に参加した。

(2) 近隣の町内会や市民センター主催の老壮大学の見学に対して、各々の要望に沿ったプログラムを作成し案内を行った。

(社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。)

本学の成果を地域貢献に結び付けるために、自治体、企業、高校、法人等と協定を締結している。

自治体との協定締結の例として、白石市とは 2020 年度に「地域共生社会の実現に向けた包括連携協定」を締結している。相互のパートナーシップのもとで人材、知識、情報などの資源を有効活用し、地域共生社会の実現に資することを目的としており、連携事項として①地域共生社会の実現に必要な事業②人材育成③その他それぞれが必要と認めることが示されている。協定を通じて本学の知見を活かした地域福祉計画への貢献や、学生によるまちづくり活動への参画などが行われている。

教育研究活動と関連した社会連携・社会貢献活動の例としては、前述の連携協定を通じた活動のほか、本学の仙台駅東口キャンパスの立地地域における「仙台駅東まちづくり協議会」の一員としての活動があり、教員と学生が関係主体とともに提案・実践活動を進めている。

また、産学官連携プロジェクトとして、2020 年に株式会社ノーリツ、仙台市と「『おふろ部』に関する連携協定」を提携している。おふろ部は、入浴を持続可能な文化として継続していくための情報発信を目的にした活動で、全国の 14 大学と 7 自治体が参加している。入浴のリラックス効果や健康増進、銭湯によるコミュニティ形成など、人や社会の Well-being について考える学びの場として、心理学や看護学を学ぶ学生が活動している。

評価項目②

社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

(社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。)

社会連携・社会貢献に関わる事項の点検・評価は、内部質保証システムにて、各学科・専攻、部署ごとに毎年度実施している。

本学の社会貢献・地域連携活動については、2025年度に公開された「TFU Vision」においてその方向性が示され、「本学の特色・専門性をいかした社会貢献・地域連携事業によるWell-beingの実現」「社会貢献活動の推進と情報発信の強化」が明記された。すなわち、研究や地域人材教育との連動を深め、教員と学生の力をいかし、大学の所在する地域の地方自治体・企業・地域住民等の課題の解決、地域共生社会の実現や地域の魅力の発信、SDGsなどグローバル化した国際社会の課題の解決などへの貢献を検討することになっている。また、より多くの教員参加を促す目的から、研究との連動など教員のモチベーション向上策を講じるため「研究推進の方針」を策定しており、感性福祉研究所公募型研究(学内の学科横断的な研究)及び若手スタートアップ研究、学内特別研究助成等の学内における公募型研究費を整備している。

このような大学としての方向性を踏まえ、地域創生推進センター委員会を設置し、本学における社会貢献のあり方等を審議している。今後はさらに成果が上がっている取り組みや課題の把握についても同委員会にて審議を進めていく。

(点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。)

前述のとおり、各学科・専攻、部署ごとでは点検・評価結果を通して、課題等の把握や改善に努めているが、全学的な社会連携・社会貢献に関わる事項の課題把握や発展方策の策定には至っていない。

2 分析を踏まえた長所と問題点

本学の大きな特色は、学生が地域貢献活動やボランティア活動等を通し、日頃から地域が抱えるさまざまな課題を自らの課題として捉え、「住民の生活福祉の向上」「地域共創が構築できる環境」づくりを行っていることである。教育研究活動も、地域課題を念頭に研究を進めるとともに、研究成果の還元にも努めている。学生の活動及び本学の研究教育の成

果を通じてさまざまな内容での社会貢献が実践されていることは、本学の建学の精神「行学一如」を体現しているものといえる。

一方で、各々の活動を把握する体制が整っていないことが課題である。

3 改善・発展方策と全体のまとめ

本学では、地域が抱える諸課題の解決に向けた持続的な社会貢献活動を活発に続けてきた。自治体等との協定についても、本学の知見と学生の活動を合わせた実践的な取り組みが多数行われてきている。TFU Vision や中期事業計画では、さまざまな解決すべき課題について、時代の変化に対応して、地域共生社会の実現に貢献できる人材育成が明記されている。今後は、地域創生推進センターを中心に、学生による活動とともに、本学の学部学科及び研究科専攻の専門性をいかした研究に基づいた社会貢献をさらに強固に展開していきたい。

1 現状分析

評価項目①

大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。
- ・関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続きのもとで行っているか。
- ・法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。

(大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。)

本学の大学運営に関する基本的な考え方、並びに大学の運営に関する方針を「管理運営の方針」として策定し、本学 HP に掲載している。また、建学の精神及び教育の理念に基づく TFU Vision を具現化するため、「第 2 期中期事業計画(2025-2029)」を策定した。

これらの方針は、学長を議長とする部長学科長会議で承認・決定し、各学科での会議、事務部署の役職者で構成される事務連絡会を通じて教職員へ周知・共有を図るとともに、研究科・学部学科・部署の内部質保証、自己点検・評価の際に「各種方針」として明示し、方針に則った現状の検証や目標管理をするよう促している。なお、第 2 期中期事業計画については、学内理事会で承認、理事会で決定され、部長学科長会議にて報告のうえ、学内説明会の実施や学内ポータルサイトを通じて、教職員に周知している。

(関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続きのもとで行っているか。)

本学の運営に係わる重要な方針は、内部統制システム整備の基本方針を踏まえ、「組織・職制規則」(第 23 条)により設置されている学内理事会議、経営戦略会議、部長学科長会議により意思決定されている。これらの会議は、学長を議長とし、会議構成員の意見を検討したうえで学長による意思決定がなされている。また、大学における職務の執行は「組織・

職制規則」で定められており、第4条で「学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する」、第8条において「総務局長は、事務を統括する」と明記されている。

学長等役職者の選任について、学長は「曹洞宗宗制」により曹洞宗管長が任命する。副学長、学部長、研究科長については、「組織・職制規則」第4条及び第5条により学長が任免・委嘱する。

教授会については「学則」第11条に明記され、同第13条及び「教授会規程」第4条で「学生の入学、卒業」など学長が決定を行うにあたり意見を述べる必要があるものと、学長の求めに応じて意見を述べるものに分けて規定されている。

(法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。)

法人における業務の執行について、寄附行為において「理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」とされている。また、同第14条においては、「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」、「代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する」、「業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する」と定められている。

組織・職制規則第4条第1項において「学長は校務をつかさどり、所属教職員を統督する」とあり、教学組織(大学)の権限と責任は学長にあることが明確化されている。

なお、寄附行為に基づき、監事により法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行状況の監査が行われている。

評価項目②

予算編成及び予算執行を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・ 予算を適正な手続きで編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。

(予算を適正な手続きで編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。)

予算は、予算の原案を財務部で作成し、学内理事会議や部長学科長会議で審議し、2月又は3月の評議員会に諮ったうえで理事会の了承を得て編成されている。

収入、特に学納金収入については、本学の入学センターに受験生及び入学者数の見込みを確認し、さらに教務部に退学者数等の見込みを確認したうえで作成している。

支出については、要所々々について各部署と折衝を行っている。たとえば施設の修繕については、本学施設管財部の中期修繕計画を基に修繕費等の折衝を行っている。また広報費については、入学センター、広報部並びに通信教育事務部など、部署別に折衝を行い、稟議・承認を得たものを原案に計上している。

予算執行は、学校法人梅檀学園事務決裁規程に基づき、稟議を行い、最終決裁者の決裁を得たうえで支払伺に基づいて行われている。予算執行の稟議書においては、編成された

予算の内訳記載補助資料として添付されており、この内訳と支払何に記載の実績を照合することにより、執行状況等の確認作業が行われており、予算執行プロセスの明確性、透明性が保たれている。

評価項目③

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。

<評価の視点>

- ・大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。
- ・大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。
- ・必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。
- ・職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。
- ・大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント(SD)活動を組織的に実施しているか。

(大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。)

本学では、組織・職制規則及び事務分掌規程に基づき、事務組織体制を整備している。本法人は、東北福祉大学と東北福祉看護学校の2つの学校を設置しているが、その事務のほとんどが東北福祉大学の事務であることから、大学事務と法人事務を分けることなく一体的に行っている。

なお、法人本部の下には内部監査室や大学ブランド力推進室、法務室を置くとともに、総務部、財務部、施設管財部が法人業務を兼務することとしている。

また、教学マネジメント推進組織として設置された高等教育推進センターにおいては職能開発部門、教育開発部門など4つの部門が設けられており、13名の教員が各部門を担当している。本学の建学の精神に基づき、地域共生社会やSDGsの実現に貢献する地域人材の育成を目指して、本学の教育活動の革新的な取り組みを組織的に推進、支援している。

(大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。)

大学運営における重要事項を審議する機関として「部長学科長会議」を設置しており、教員と職員から構成されている。また、事務組織における人員配置について、部長、副部長、センター長、副センター長等の多くの役職者について教員に委嘱するとともに、教育研究の審議機関として置かれている各種委員会の委員には教員と職員を必要に応じてバランス良く委嘱しており、教育研究と教職協働の促進や事務の円滑化に配慮している。

(必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。)

業務内容の多様化や専門化に対応するため、組織を改編するとともに「事務分掌規程」の見直しを行っている。

2024年4月からは大学広報やブランディングの充実、情報システムの円滑な運用等に資するために、広報部を設け、総務部の下に置かれていたPR課を配置している。

また、2024年10月からは関連法人である医療法人社団東北福祉会より予防福祉クリニックの事業譲渡がなされ、せんだんホスピタル分院として再開している。予防福祉クリニックでは、引き続き健康管理課と連携し、学生・教職員の健康管理を担っている。

専門的な知識及び技能を有する職員の配置について、施設管財部には元消防士、キャリアセンターにはキャリアコンサルティング技能士の有資格者、学生支援センター(学生支援や学生相談、健康管理、国際交流等を担う)には看護師等免許保持者や公認心理師の有資格者、元警察官、外国人職員の配置を行っている。

多様化・専門化する業務への対応や教育研究活動等の円滑な運営を図るために、知識・技能の習得・向上を図るスタッフ・ディベロップメント(SD)を計画的に実施している。

(職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。)

職員の異動や昇任等については、年末までに各部署の所属長等に対して人事担当者がヒアリングを行い、その内容を基に総合的に検討し、学長の承認を得て行っている。

2025年度には、職員の人材育成や人材配置(人事異動)等の判断材料とするために「学内交流制度」を試行的に実施している。

また、教員について、教育、研究、大学運営及び社会貢献活動の活性化・実質化を図ることを目的として、「東北福祉大学教員個人自己点検・評価等実施要項」が制定されており、教育、研究、社会貢献活動等の業績評価や自主的かつ自律的な自己点検・評価及び自己省察が行われている。この「教員個人自己点検・評価」については教員に専用の様式を課しており、昇任や任期更新、定年制移行等を検討する際の基礎資料としても活用されている。なお、更なる内容の充実を目的として、第2期中期事業計画にも盛り込まれている。

(大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント(SD)活動を組織的に実施しているか。)

対面及びGoogleClassroomを併用し、セルフケアや業務効率化、情報セキュリティをテーマとして11講座を実施した。実施回を増すごとの受講率の低下の改善に向けて、高等教育推進センターと人事課が中心となり、テーマ等の検討を進めた結果、教職員全体の平均受講率は約80%と昨年度より約5%向上した。引き続き、回を増すごとの受講率低下の改善及び教職員としての専門能力の向上に資するSDを検討していく。

評価項目④

大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・ 監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・ 大学運営に係る組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・ 点検・評価の結果を活用して、大学運営に係る組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

(監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。)

監事及び会計監査人について、寄附行為に基づき、監事2名、会計監査人1名が選任されている。監事監査については、監事監査計画を策定し、「学校法人梅檀学園監事監査基準」に基づき業務状況及び財産状況の監査、理事の業務執行の状況の監査が実施されている。監事監査に当たっては、年度ごとに重点事項を設定するとともに、内部監査室及び会計監査人と意見交換が行われるなど連携が図られている。また、監事は監査報告書を作成するとともに、理事会及び評議員会において報告している。

(大学運営に係る組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。)

内部質保証の取り組みやガバナンス・コード遵守(実施)状況の点検、監事監査を通じて抽出された課題については、内部質保証委員会や学内理事会議、部長学科長会議等において検討され、それらを取りまとめた事業報告書、自己点検・評価報告書は理事会・評議員会において共有されており、大学運営の改善・向上に努めている。

(点検・評価の結果を活用して、大学運営に係る組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。)

上記のように報告・共有された課題については、2025-2029年の第2期中期事業計画策定時に反映されており、それを踏まえて、事業計画、内部質保証における学科研究科や事務部門の目標が設定されている。このようにPDCAサイクルに基づき、改善・向上が図られている。

2 分析を踏まえた長所と問題点

上述してきたように、大学運営の適切性に関する点検・評価を定期的実施しており、その結果を事業計画に反映させるなど改善・向上に努めている。

急速な少子化等を踏まえた規模の適正化に関する検討及び教職員の中長期的な人員配置計画の策定が求められる。

3 改善・発展方策と全体のまとめ

本学においては、大学の運営に関わる各種方針や事業計画、課題が共有されており、適切に運営されているといえよう。

大学運営の根幹となる人材の育成や資質の向上、内部質保証システムを活用した継続的な改善、改革に今後も努めていく。

1 現状分析

評価項目①

教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。

<評価の視点>

- ・具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営に当たっているか。
- ・財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。

(具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営に当たっているか。)

中・長期の財政計画を策定するにあたり、期間中の資金収支予算書及び事業活動収支予算書を用いてシミュレーションを行っている。このシミュレーションにおいては、事業活動収入を抑制的に設定したうえでも経常収支差額をプラスとする目標を達成できる試算となっており、具体的な施策として入学金の改定による収入増加や人件費の削減等を図っている。今後はこれらの施策を中・長期の財政計画に反映し、大学運営を行う。

(財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。)

教育研究活動を継続して遂行するには、経常収支差額がプラスである必要がある。今後18歳人口の減少により主たる収入である学納金の増加が見込めない中、安定した教育研究活動を継続するためには、経費執行にあたり必要性について見直し、検討を都度行い、不要な支出の削減が求められる。時代の流れに合うような経費の執行、並びに施設の老朽化への対応など計画的な経費の執行に向け内容を精査し、無駄を廃止して、今後も徹底した予算管理、資金管理を行い、経費執行に当たっては必要性について見直し、随時検討を行うことにより、施設の老朽化による多額な修繕費が見込まれるなかでも経常収支差額のプラスを保ち健全な運営を確保する。

評価項目②

教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。

<評価の視点>

- ・教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。
- ・授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。

(教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。)

大学の理念・建学の精神を命題とする教育研究活動・社会貢献活動を恒久的に支えるにあたり、確固たる財務基盤を形成し堅持していくことが求められている。

経常収支差額の黒字を維持し、修繕工事の内容の精査による経費の節減、並びに修繕費以外の経費についても費用対効果を考えた経費の節減に努めるなど、引き続きより良い財務基盤の確立を目指して取り組んでいく。

(授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。)

大学を取り巻く環境等を見ると、収入面では全国的に少子化が顕著となり、18歳人口は減の一途を辿り、近隣大学では仙台市内の郊外に分散していたキャンパスを、仙台市中心部への集約化を図るなど、学生確保において多大な影響のある課題が山積している。また「私立大学等経常費補助金における不交付となる収容定員超過率」についても本学の規模(収容定員4,000人以上～8,000人未満)では1.2倍を超えない厳格な遵守が求められる。2024年度からはやむを得ず入学金の値上げを行ったものの、支出面では老朽化した施設の修繕工事に多額の支出が見込まれる他、本学がブランドとしているスポーツ文化への取り組みを継続・強化していくにあたり、所要の施設整備費・人件費・教育研究経費等の戦略的経費が必要と見込まれており、経営財政基盤環境における厳しさは変わらない。このように教育研究経費の充実が求められる状況ではあるが、常に効率的な経費執行を意識して取り組むものである。

このような厳しい状況の下で、国家戦略である「地方創生総合戦略」において大学に求められている事項や大学改革を実現していくため、その根幹となる財政基盤を持続可能な強固なものにしていく必要があると強く認識している。教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るためには、前述のとおり、社会に応えうる教育研究が学生確保の源泉であり、財務基盤を強固にしていく最大のものであることを認識し、その財務基盤がさらに教育研究活動の遂行を円滑にしていく両輪として絶え間なく駆動するよう、常に意識して取り組むものである。

2 分析を踏まえた長所と問題点

予算の決定や執行手続きにおいては、予算編成時の事業計画に対し決算時に事業報告を行うことにより検証が図られ、予算執行に伴う経営的な効果については、毎年理事会で報告しており、予算の決定や執行手続きにおける透明性・公平性が保たれている。また経常収支差額がプラスであり続けていることが、最大の長所である。定員を確保し、魅力ある大学づくりのために上記に掲げるように効率的な経費執行が肝要となる。

「事業活動収入に対する翌年度繰越支出超過額の割合」が高い水準で推移しており、「要積立額に対する金融資産の充足率」は連年増加しているものの、依然として低い水準にある。今後は、シミュレーションで示した数値目標の達成に向けた具体的な施策を中期財務計画に反映し、財務基盤の確立に向けて取り組む必要がある。

3 改善・発展方策と全体のまとめ

予算編成及び執行に当たっては、大学の適正な意思決定手続を経て、収入の内容、支出の項目についてコンプライアンスの遵守や大学の教育研究活動の充実に資するという視点より、内容の精査を行い、大まかな案を策定している。また、2025年度は第2期中期事業計画の開始年度でもある。各計画に加え、今後具現化するキャンパス整備計画や大学の資産と負債の見通しを踏まえながら財務計画も策定していく予定である。それらの執行に当たっては、会計法令や学内の規則に沿った適切な手続きが行われるよう、ルールや不正防止対策などの仕組みを定期的に検証していく必要がある。

終章

1 歴史的意義と第2期中期事業計画の始動

2025年度は、本学が創設150周年という記念すべき大きな節目を迎えると同時に、「第2期中期事業計画(2025-2029)」が産声を上げた重要な年であった。これまでの5年間を、基盤構築の「ホップ」、展開の「ステップ」と位置づけるならば、本年度は「ジャンプ」の年であった。同時に、それらの成果を検証し、次なるステージへと確実につなげるための戦略的転換期でもあった。社会構造が激変する中で、本学が持続可能な教育機関としてあり続けるための真価が問われている。

2 教学・事務両部門における主要成果の概観

本年度の評価結果を俯瞰すると、全学的な改革の動向が着実な数値・実績として現れ始めている。

(1) 教学部門：ブランド力強化と高大接続の深化

広報活動の多角化(デジタルマーケティングの最適化やターゲット別アプローチ)及び、高校側との互恵的な連携強化により、厳しい18歳人口動態の中にありながら、学部志願者数及び定員充足率において顕著な回復・改善の兆しが見られた。これは教育内容への社会的信頼の証左であり、大きな成果といえる。

(2) 事務部門：組織基盤の透明化と支援体制の高度化

経営状況の厳正な情報共有体制を維持し、ガバナンスの透明性を確保した。また、「初年次教育」への円滑な接続を見据えた多角的な学生支援、及び職員の専門性を高めるSD(Staff Development)受講率の高水準維持など、教育・研究を支える「組織のレジリエンス(適応力)」の向上において一定の進展が確認された。

3 残された課題と戦略的対応：大学認証評価を指針として

一方で、現状に安住することは許されない。特に、大学認証評価における指摘事項への対応は、本学の質保証を根幹から揺るがしかねない喫緊の課題である。

(1) 「部局固有のFD」の活性化

全学的なFD活動に加え、各学科・研究科の特性に応じた「教育改善に関する固有のFD」の実施率向上を急がねばならない。教育の質を現場レベルで担保するため、部局の枠を超えた好事例の共有と、実効性の高い対策を加速させる。

(2) 大学院改革と収容定員充足率の是正

大学院における定員充足率の状況については、魅力あるカリキュラムへの再編や通学制大学院と通信制大学院の役割分担と連携のあり方など、抜本的な構造改革が必要である。

これらの課題に対しては、内部質保証委員会が司令塔となり、単なる「数値合わせ」ではない、具体的な改善計画に基づく厳正な進捗管理(モニタリング)を継続している。

4 内部質保証の高度化と未来への展望

本学の取り組みは、目の前の課題解決に留まるものではない。現在、私たちは各教育課程の質的向上や学修成果の可視化、ひいては大学という組織全体のあり方そのものを根本から再検討し、絶え間ない改善・向上を図るフェーズへと移行している。これは、教育・研究の質を多角的な視点から問い直し、社会に対する責任を果たすための真摯なプロセスでもある。

150年という歳月は、誇るべき歴史ではあるが、到達すべき「ゴール」ではない。それは、次なる100年という未知の領域を切り拓くための「通過点」に過ぎない。本自己点検・評価報告書が、単なる記録に終わることなく、教職員一人ひとりの指針となり、自律的な自己改善サイクル(PDCA)を加速させる一助となることを切に願う。私たち教職員一同は、現状の成果に留まることなく、社会の要請に即応した「大学改革」への志向を研ぎ澄まし、一丸となって本学の更なる飛躍を実現していく決意である。